

木津川市男女共同参画計画

新キラリさわやかプラン

男女がともに輝く
まちづくりをめざして



木津川市

は じ め に

近年、少子高齢化の進行や社会経済情勢の停滞、情報通信の高度化、価値観・生活様式の多様化など、私たちを取り巻く環境が急速に大きく変化しています。

このような状況に対応していくためにも、女性の社会参画や人権尊重といった視点のみならず、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、重要な課題となっています。



本市は平成19年3月に木津町、加茂町、山城町の3町が合併し、新市としての第一歩を踏み出したところです。

この度、こうした背景を踏まえ、「木津川市男女共同参画推進条例」（平成19年3月制定）に基づく初めての計画として「木津川市男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画では、「男女がともに輝くまちづくりめざして」を基本理念とし、その実現に向けて5つの基本目標を掲げ、各施策を設定しています。

そして、この着実な推進を図るためには、市民の皆様をはじめ、各種団体や事業者などの関係者すべての皆様と市がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいくことが重要だと考えております。どうか皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後にこの計画策定にあたり、ご尽力いただきました木津川市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意見交換会にご参加いただきました市民の皆様、市民アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様方に心より厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

木津川市長 河井 規子

【 目 次 】

第1章 計画策定の背景

1. 木津川市の現状と男女を取り巻く状況	1
2. 男女共同参画の動き	8

第2章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	13
2. 計画の性格	13
3. 計画の期間	14

第3章 計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念	15
2. 基本的視点	15
3. 計画の体系	16

第4章 計画策定の内容

基本目標Ⅰ 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり	19
重点目標Ⅰ－1 男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し	19
重点目標Ⅰ－2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	22
重点目標Ⅰ－3 あらゆる暴力の根絶	25
基本目標Ⅱ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり	28
重点目標Ⅱ－1 働く場での男女共同参画の促進	28
重点目標Ⅱ－2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	31
基本目標Ⅲ 男女共同参画による地域社会づくり	34
重点目標Ⅲ－1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	34
重点目標Ⅲ－2 地域社会における男女共同参画の促進	36
基本目標Ⅳ 健康づくりの推進と福祉の充実	39
重点目標Ⅳ－1 生涯を通じた心身の健康づくり	39
重点目標Ⅳ－2 子育て支援の充実	42
重点目標Ⅳ－3 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり	45
基本目標Ⅴ 国際化に対応した心豊かなまちづくり	48
重点目標Ⅴ 国際化に対応した男女共同参画の推進	48

第5章 計画の推進

1. 庁内推進体制の整備	51
2. 市民・事業者等と行政の連携	51
3. 苦情や意見への対応	51
4. 関係機関との連携	51
5. 計画の推進体制	52
6. 重点プロジェクト	53
7. 男女共同参画の推進に関する評価指標	54

参考資料

1. 木津川市市民意見交換会（ワークショップ）の概要	57
2. 「男女共同参画社会基本法」	62
3. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の概要	67
4. 「木津川市男女共同参画推進条例」	68
5. 「木津川市男女共同参画推進条例施行規則」	72
6. 木津川市男女共同参画計画策定経過	74
7. 木津川市男女共同参画審議会委員名簿	76
8. 「木津川市男女共同参画推進会議設置要綱」	77
9. 「木津川市男女共同参画人材リスト登録事業実施要綱」	78
10. 男女共同参画に関する年表	81
11. 用語の解説	84

第1章

計画策定の背景

1. 木津川市の現状と男女を取り巻く状況
2. 男女共同参画の動き

1 木津川市の現状と男女を取り巻く状況

(1) 木津川市の特徴

本市は、大阪・京都・奈良を結ぶ水陸交通の要衝としてさまざまな地域との交流があったことから、独自の文化を育んできた歴史と伝統があり、農業・商工業のまちとして古くから発達してきました。

昭和 60 年（1985 年）以降、関西文化学術研究都市の建設が進み、相次ぐニュータウンの建設、研究所などの立地によって都市基盤の整備が進み、「関西文化学術研究都市」の一翼を担う都市として発展し、人口も増加を続けています。（図 1）

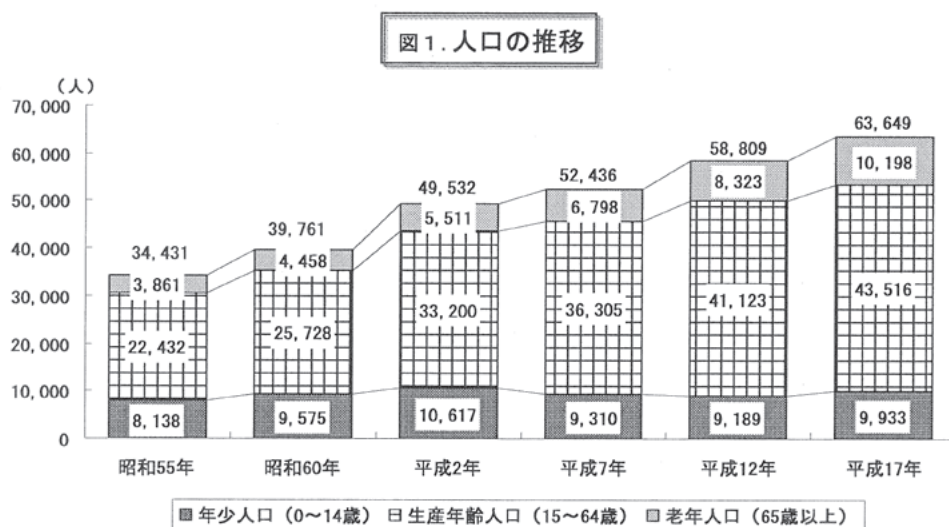
このような変化の中で、既成市街地・ニュータウン地域の 2 つの地域が形づくられ、農林・水産・商工業地域を含む既成市街地は、高齢化・後継者不足などの課題を持っています。

また、本市は平成 19 年（2007 年）3 月に木津町、加茂町、山城町が合併して誕生した新市であり、旧町地区による住民層の違いもみられます。

さらに、歴史と豊かな自然という魅力を持ちながらも、伝統的な慣習などを多く残していることが、因習やわずらわしさとなる傾向があり、若い世代がそこに住むことの魅力を損ねる一因となっています。一方、ニュータウン地域では若年層の転入者が多く、既成市街地と比べて地域のつながりが希薄であることがうかがえます。

本市は大阪や京都などへ 1 時間程度で通勤ができる利便性を持つ反面、日中は市外へ就業している人が多く、また労働時間も長いことから、仕事と生活のバランスをとることが難しいという状況にあります。

このような本市の地域特性を踏まえた男女共同参画に関する施策を推進していくことが必要です。



資料：国勢調査

*総数は「年齢不詳者」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

第1章 計画策定の背景

(2) 少子・高齢化の進行

◆日本では、少子・高齢化の進行が著しい状況にあり、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数を表す合計特殊出生率※は、過去最低となった平成17年（2005年）の1.26からは上昇傾向にありますが、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況です。

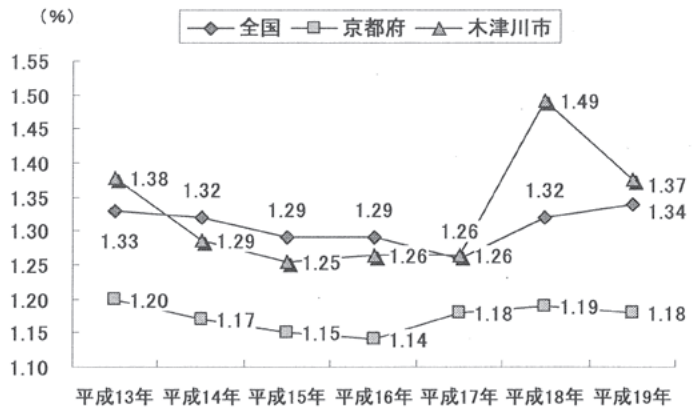
（図2）

◆本市の合計特殊出生率では、平成19年（2007年）で1.37（全国1.34、京都府1.18）となっており、全国・京都府を上回っていますが、人口維持に必要とされる2.08を大きく下回っています。（図2）

◆本市の高齢化率は、平成21年（2009年）現在で17.7%となっています。山城地区、加茂地区では2割を超えていますが、木津地区では14.4%となっており、地区によって状況に大きな差があります。（表1）

◆進行する高齢化社会において、高齢者も他の世代とともに、社会を支える一員としての役割も重要であり、社会参加の促進や雇用・就業機会の確保などが必要です。（図3）

図2. 合計特殊出生率



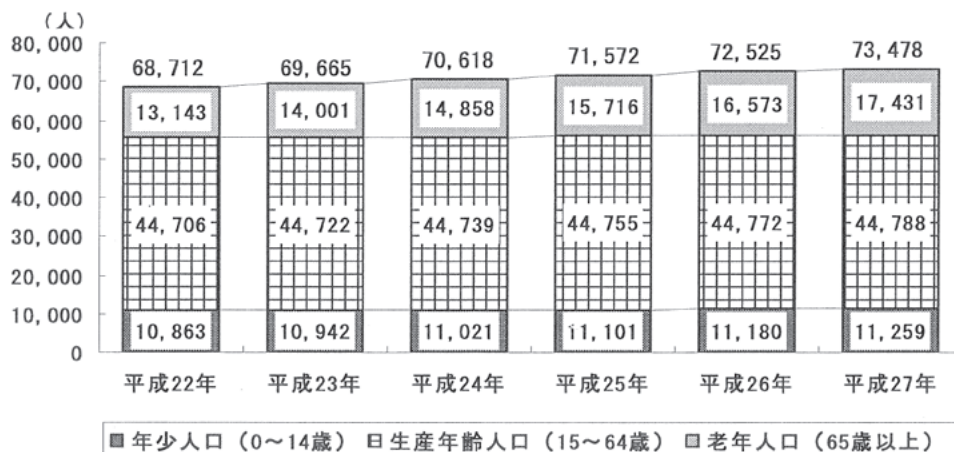
資料：人口動態統計

表1. 地区別高齢化率

	65歳以上(人)	高齢化率(%)
木津地区	6,366	14.4%
加茂地区	3,527	22.6%
山城地区	2,272	25.0%
木津川市 計	12,165	17.7%

資料：平成21年 住民基本台帳及び外国人登録原票

図3. 将来人口推計



資料：平成12年及び17年の国勢調査をもとにした社会移動率型人口推計による推計値

(3) 家族の形態や地域社会の変化

◆近年、家族形態の多様化が進み、ひとり暮らしの割合が増え家族規模の縮小化がみられます。また、母子世帯の割合は木津川市・京都府・全国ともに増加しています。(表2)

表2. 世帯類型別構成比

(世帯、%)

		木津川市		京都府		全国	
		平成 12 年	平成 17 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 12 年	平成 17 年
ひとり暮らし		2,414	3,220	313,405	350,468	12,911,318	14,457,083
		13.1%	15.0%	30.9%	32.9%	27.6%	29.5%
夫婦のみ		3,462	4,666	186,152	203,872	8,835,119	9,636,533
		18.8%	21.8%	18.3%	19.2%	18.9%	19.6%
親と子ども		9,425	10,563	399,264	401,879	18,496,916	18,757,174
		51.1%	49.4%	39.3%	37.8%	39.5%	38.2%
内 数	母子世帯	177	268	13,091	16,465	625,904	749,048
		1.0%	1.3%	1.3%	1.5%	1.3%	1.5%
	父子世帯	30	32	1,623	1,711	87,373	92,285
		0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
その他の親族		3,103	2,870	112,705	102,490	6,347,251	5,943,679
		16.8%	13.4%	11.1%	9.6%	13.6%	12.1%
非親族		35	82	3,942	5,198	191,779	268,061
		0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%
合 計(世帯)		18,439	21,401	1,015,468	1,063,907	46,782,383	49,062,530

資料: 国勢調査

第1章 計画策定の背景

◆婚姻率は全国・京都府・木津川市ともにほぼ横ばい状態にあり、離婚率をみると木津川市は全国・京都府よりも低く、平成17年（2005年）以降減少しています。（表3）（図4）

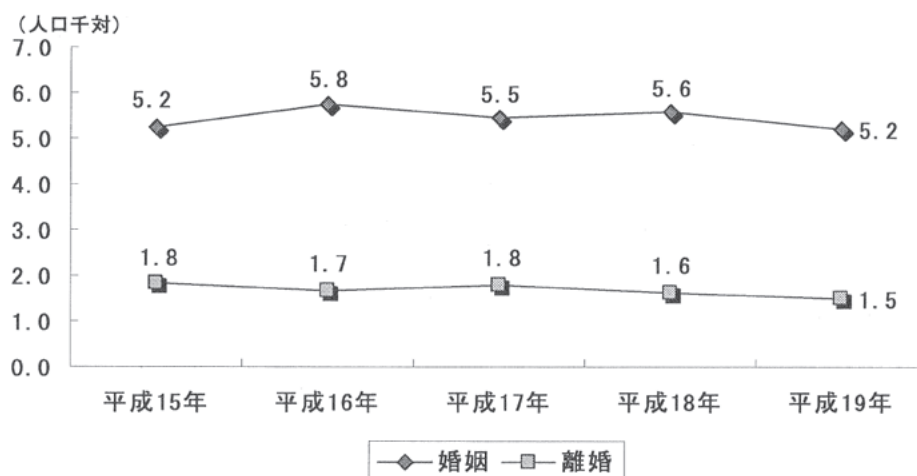
表3. 婚姻・離婚率の推移

(%)

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
婚姻	木津川市	5.2	5.8	5.5	5.6	5.2
	京都府	5.6	5.4	5.4	5.6	5.4
	全国	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7
離婚	木津川市	1.8	1.7	1.8	1.6	1.5
	京都府	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9
	全国	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0

資料：人口動態統計

図4. 婚姻・離婚率の推移（木津川市）



資料：人口動態統計

(4)経済・産業の構造変革

◆経済成長の長期的な減速や、昨今の金融危機に端を発した経済環境あるいは雇用情勢の急激な悪化により、男女問わず生活困難が幅広い層に広がっています。このような経済環境の変化は、これまでの制度・慣行の見直しを必要としており、特に労働市場では、長期雇用や年齢と結びついた昇進・賃金などの慣行が大幅な見直しを迫られています。また、多様な働き方を求める労働者も増加しています。

◆経済構造の変化とともに、女性労働者の能力発揮の促進や職域拡大が不可欠で、就業者に占める女性の割合も増加しています。雇用などにおける男女の均等な機会と待遇の確保の一層の徹底を図る必要があります。(表4)

表4. 就業者及び構成比の推移

(人、%)

	木津川市		京都府		全国	
	平成 12 年	平成 17 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 12 年	平成 17 年
就業者総数	27,910	30,073	1,270,485	1,248,020	62,977,960	61,505,973
うち女性数	10,721	12,143	525,007	532,182	25,729,190	25,770,673
女性の割合	38.4%	40.4%	41.3%	42.6%	40.9%	41.9%

資料：国勢調査

◆女性が重要な担い手となっている農業や商工業などの自営業においても、男女共同参画の促進による一層の活性化が必要です。

◆性別賃金額の推移をみると、格差は依然大きく開いており、男性の賃金が大きく上回っています。(表5)

表5. 性別賃金額の推移(全国・府)

(千円)

	平成 15 年度			平成 17 年度			平成 19 年度		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
京都府	309.5	338.2	238.6	302.3	333.1	229.0	308.9	345.3	236.5
全国	302.1	335.5	224.2	302.0	337.8	222.5	301.1	336.7	225.2

資料：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』

第1章 計画策定の背景

◆賃金コストの抑制によりパートタイムや派遣・契約社員などの非正規雇用者の割合が高まるとともに、年功序列から能力重視への移行、事務部門のアウトソーシング（業務の外部委託）など、企業の人材活用の多様化と労働市場の流動化が進展しています。本市では、女性就業者中に占める短時間就業者の割合は約 42%と、全国平均（約 38%）より高くなっています。（表 6）

表 6. 短時間雇用者数（非農林業）及び構成比の推移

（人、％）

		木津川市	京都府	全国
総数	就業者数	30,073	1,248,020	61,505,973
	短時間就業者	7,212	317,882	13,669,424
	就業者中に占める短時間就業者の割合	24.0%	25.5%	22.2%
女性	就業者数	12,143	532,182	25,770,673
	短時間就業者	5,147	220,351	9,726,840
	就業者中に占める短時間就業者の割合	42.4%	41.4%	37.7%

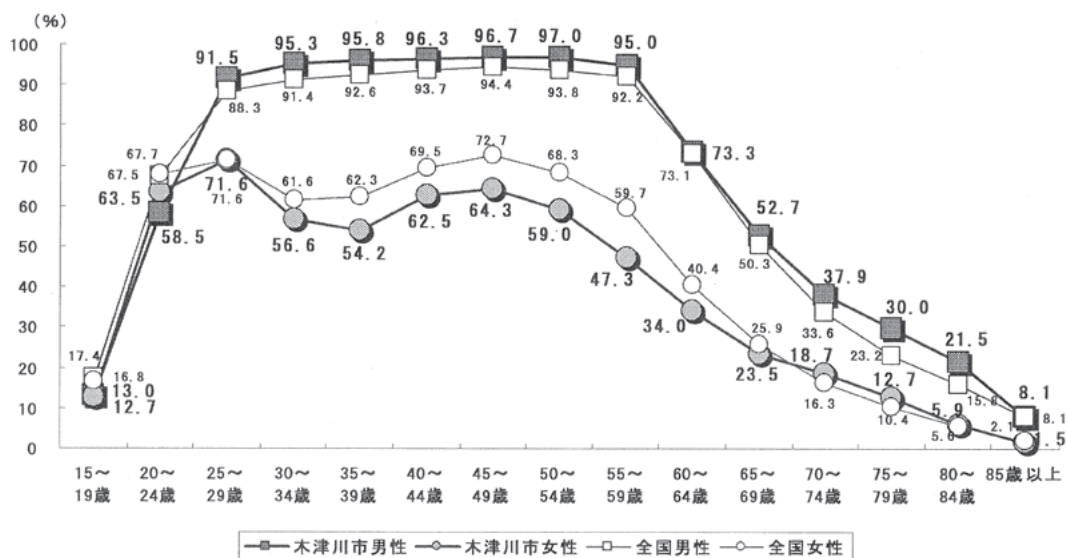
* 短時間就業者：

勤務時間が週 35 時間未満の就業者

資料：平成 17 年 国勢調査

◆女性の年齢階級別労働力率は、木津川市・全国ともに出産・子育て世代に当たる 30 歳代を底とする M 字カーブを描いており、特に木津川市では全国より 30 歳代から 60 歳代前半の女性の労働力率が低くなっています。（図 5）

図 5. 性別・年齢階級別労働力率推移



資料：平成 17 年 国勢調査

(5)国際比較

◆わが国では、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示すHDIは179ヵ国中8位と上位に位置していますが、政治及び経済への女性の参画の程度を示すGEMは108ヵ国中58位と先進国の中でも特に低い順位となっており、平成13年（2001年）からの推移をみると順位が下がっています。わが国は、基本的な能力の開発及び女性の能力の開発は進んでいるものの、女性が能力を発揮する機会は十分でないといえます。（表7・8）

表7. 国際比較における日本の順位（2008）

(1) HD I (人間開発指数)			(2) G E M (ジェンダー・エンパワメント指数)		
順位	国名	H D I 値	順位	国名	G E M 値
1	アイスランド	0.968	1	スウェーデン	0.925
2	ノルウェー	0.968	2	ノルウェー	0.915
3	カナダ	0.967	3	フィンランド	0.892
4	オーストラリア	0.965	4	デンマーク	0.887
5	アイルランド	0.960	5	アイスランド	0.881
6	オランダ	0.958	6	オランダ	0.872
7	スウェーデン	0.958	7	オーストラリア	0.866
8	日本	0.956	8	ドイツ	0.852
9	ルクセンブルク	0.956	9	ベルギー	0.841
10	スイス	0.955	⋮		
			58	日本	0.575

資料：国連開発計画（UNDP）「Human Development Indices：A statistical update 2008」

表8. HDI、GEMにおける日本の順位の推移

報告書発行年		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
HDI	（順位）	9/62	9/173	9/175	9/177	11/177	7/177	8/177	8/179
	（値）	0.928	0.933	0.932	0.938	0.943	0.949	0.953	0.956
GEM	（順位）	31/64	32/66	44/70	38/78	43/80	42/75	54/93	58/108
	（値）	0.52	0.527	0.515	0.531	0.534	0.557	0.557	0.575

資料：国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」

*HDI：平均寿命、教育水準、国民所得を用いて算出

*GEM：女性の所得、専門職、行政職、管理職及び国会議員に占める女性の割合を用いて算出

2 男女共同参画の動き

(1)世界の動き

■国際連合では、昭和50年（1975年）の「国際婦人年世界会議」において、平等・発展・平和への女性の寄与に関する宣言（メキシコ宣言）が行われ、それを具体化する指針「世界行動計画※」が採択されました。その後、国連総会において、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）を「国連婦人の十年」とすることが宣言されました。

■昭和54年（1979年）には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約※）」が採択され、「国連婦人の十年」中間年の昭和55年（1980年）、コペンハーゲン世界会議において署名式が行われ、日本も条約に署名しました。翌昭和56年（1981年）に同条約が発効されました。

■昭和60年（1985年）には、「『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議」において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略※」（以下「ナイロビ将来戦略」という）が採択されました。

■平成6年（1994年）の「国際人口・開発会議」では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※」の概念を提唱した「カイロ宣言」、「行動計画」を採択しています。

■平成7年（1995年）には、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「女性のエンパワーメント※」をキーワードとする12の重大問題領域において各国政府などが取り組むべき「北京宣言及び行動綱領※」が採択されました。

■平成12年（2000年）の国連特別総会「女性2000年会議※」では、「成果文書」が採択され、北京行動綱領のさらなる実施に向けて各国政府などがとるべき行動が提言されています。

■平成17年（2005年）には、ニューヨークで「第49回国連婦人の地位委員会」（通称「北京+10」）が開催され、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況についての評価や見直しが行われました。

(2) 日本の動き

■昭和50年（1975年）に婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議、そして総理府に婦人問題担当室が設けられました。

■昭和52年（1977年）には「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を踏まえて「国内行動計画」が策定されました。

■昭和54年（1979年）に国連総会で「女子差別撤廃条約」が採択され、さまざまな法律・制度の整備を行い、昭和60年（1985年）に批准しました。

■昭和61年（1986年）には、「男女雇用機会均等法※」が施行されました。

■昭和62年（1987年）にわが国は、「国連婦人の十年」最終年のナイロビ世界会議において採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下「新国内行動計画」という）を策定し、平成3年（1991年）には改定を行い、以後は「新国内行動計画（第1次改定）」にそって各施策が進められてきました。

■平成8年（1996年）に、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

■平成11年（1999年）6月には、「男女共同参画社会基本法※」を施行して、男女共同参画社会※の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務などを明らかにしました。

■平成12年（2000年）12月に、「男女共同参画基本計画※」が策定されました。

「男女共同参画社会基本法」の概要

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会制度・慣行についての配慮
- ③政策立案・決定への共同参画
- ④家庭生活と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

国・地方公共団体・国民の責務

(1) 国

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な策定・実施の責務

(2) 地方公共団体

国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定・実施の責務

(3) 国民

男女共同参画社会の形成に寄与するように努める

基本的事項

- 政府による男女共同参画基本計画の策定
- 都道府県による男女共同参画計画の策定
- 市町村による男女共同参画計画の策定（努力義務）
- 法制上、財政上の措置
- 年次報告等
- 施策の策定等の配慮
- 国民の理解の促進
- 苦情の処理等
- 調査研究
- 国際的協調のための措置
- 地方公共団体、民間団体への支援

男女共同参画会議

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針・政策・重要事項を調査審議

施行日

平成11年（1999年）6月23日

第1章 計画策定の背景

■平成13年（2001年）1月には、中央省庁再編により、内閣府を置き、その中に「男女共同参画会議※」と「男女共同参画局※」を設置するなど推進体制が強化されました。

■平成13年（2001年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※」が公布・施行され、平成16年（2004年）に改正されました。

■平成17年（2005年）には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

■平成18年（2006年）には、「男女雇用機会均等法」が改正され、男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産などを理由とする解雇・その他の不利益の扱いの禁止やセクシュアル・ハラスメント※対策が強化されました。

■平成19年（2007年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市町村に基本計画の策定が努力義務と位置づけられたほか、さらに保護命令制度が拡充されました。また、同年には、やりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できる社会をつくるため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和と推進のための行動指針」が制定され、官民が一体となって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会をめざす取組が進められています。

(3) 京都府の動き

■京都府では、昭和56年（1981年）に、女性問題に関する第1次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」を策定し、婦人教育会館の建設をはじめ、KYOのあけぼの大学・女性の船事業・女性海外研修事業などの意識啓発、指導者の養成・国際交流など、女性の社会参加を促進するための計画にそった施策の展開が進められてきました。

■平成元年（1989年）には、第2次行動計画「男女平等と共同参加の21世紀社会をめざす京都府行動計画－KYOのあけぼのプラン」が策定されました。

■平成8年（1996年）には、「KYOのあけぼのプラン」を改定、女性総合センターが設置されました。

■平成13年（2001年）には、「京都府男女共同参画計画－新KYOのあけぼのプラン」が策定され、平成18年（2006年）には、後期施策についての取組が策定されました。

■平成16年（2004年）には、「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。

■平成17年（2005年）には、「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」が策定され、地域づくり、NPO※、起業の分野で活動する女性のチャレンジを支援し、男女が支えあい、活力ある京都づくりの取組が進められています。

■平成18年（2006年）には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定され、平成21年（2009年）には、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）※）を容認しない社会のさらなる実現をめざす計画に改定されました。

■平成20年（2008年）には、京都の特性に十分配慮した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、京都雇用創出活力会議のもとに「ワーク・ライフ・バランス専門部会」が設置されました。

「京都府男女共同参画推進条例」の概要

目的

男女共同参画を進めていく上での基本理念や責務を明らかにし、府が実施する基本的施策等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤男女の性についての理解
- ⑥国際的協調

(4)木津川市の動き

■旧木津町・旧加茂町・旧山城町が平成19年(2007年)3月に合併し、木津川市が誕生する前から、町ごとに男女共同参画に関する取組を進めてきました。

■旧木津町では、平成12年(2000年)に「キラリさわやかプランー男女共同参画社会をめざす木津町行動計画」を策定し、平成17年(2005年)には「第2次キラリさわやかプランー木津町男女共同参画計画」を策定しました。

また、平成18年(2006年)には、「木津町男女共同参画推進条例」を制定しました。

■旧加茂町では、平成15年(2003年)に「加茂町男女共同参画基本条例」を制定しました。

■平成19年(2007年)には、「木津川市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めています。

また、同年に、庁内推進体制を整備するために木津川市男女共同参画推進会議を設置し、さらに、男女共同参画の推進に関し幅広い意見を求めるため、学識経験者や一般市民などからなる木津川市男女共同参画審議会を設置しました。

■平成20年(2008年)には、市民の意識を明らかにし、新たな計画策定のための基礎資料とするため、「木津川市男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。

■平成21年(2009年)には、計画策定への市民参画を目的とした「木津川市男女共同参画計画策定のための市民意見交換会」を開催しました。

■平成22年(2010年)には、男女共同参画審議会からの「木津川市男女共同参画計画の策定について」の答申を受け、「木津川市男女共同参画計画-新・キラリさわやかプラン」を策定しました。

「木津川市男女共同参画推進条例」 5つの基本理念

①男女の人権の尊重

個人としての人権が重んじられること、性別による差別的取り扱いを受けないこと、個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されること、暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。

②社会制度・慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担に基づく制度・慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないように配慮されること。

③政策・方針の立案、決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は家庭、地域、学校、職場等あらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

④生涯にわたる性と生殖及び健康と権利の尊重・家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産に関し双方の意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営み、家庭生活における活動と職業生活その他社会生活における活動がともに円滑に行われること。

⑤国際的協調

国際社会における取組を考慮して、国際的協力の下に行われること。

第2章

計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画の期間

1 計画策定の趣旨

平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現することを、わが国の重要課題として位置づけています。そして、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされ、市町村には、国や都道府県の基本計画を勘案して、当該市町村区域における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと努力義務が課せられました。

そこで、国においては、平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画基本計画」を策定（平成 17 年改定）し、京都府においては平成 13 年（2001 年）に「京都府男女共同参画計画―新 KYO のあけぼのプラン」を策定（平成 18 年後期施策策定）しました。

しかしながら、現在においても、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、固定的な役割分担意識も今なお根深く残っています。また、少子高齢化が進行する中での人口減少や人々のライフスタイルや価値観の多様化、配偶者などからの暴力を含む女性に対する暴力の深刻化など、男女を取り巻く環境の急速な変化に対応する必要があります。

本市では、旧木津町において、平成 12 年（2000 年）に「キラリさわやかプラン―男女共同参画社会をめざす木津町行動計画」を策定後、平成 17 年（2005 年）に「第 2 次キラリさわやかプラン―木津町男女共同参画計画」を策定し、平成 19 年（2007 年）3 月に、木津町、加茂町、山城町の 3 町が合併し、誕生した新市として「木津川市男女共同参画推進条例」を制定し、本市における男女共同参画社会の形成をめざした施策の基本となる事項を定めました。

そして、「木津川市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、合併により誕生した本市の現状を踏まえ、また、現在の社会状況の変化や意識の変革を勘案し、男女共同参画社会実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進することを目的に「木津川市男女共同参画計画」を策定いたしました。

2 計画の性格

◎「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく本市における男女共同参画推進のための総合的なプランです。

◎「木津川市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画

本計画は、「木津川市男女共同参画推進条例」第 9 条第 1 項に基づく本市における男女共同参画推進のための総合的なプランです。

第2章 計画の概要

◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」第2条の3第3項に基づく本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とみなします。

◎市の関連諸計画との整合性

本計画は、「第1次木津川市総合計画」の部門計画として、関連諸計画と整合性を図ったプランです。

◎行政と市民の行動指針

本計画は、行政はもとより市民が家庭・職場・学校・地域などあらゆる場において自ら考え、行動するための指針です。

◎市民の意見を反映させた計画

本計画は、木津川市男女共同参画審議会の答申をはじめ、市民意識実態調査、市民意見交換会（市民ワークショップ）、パブリックコメント※などによる市民の意見を反映させたプランです。

3 計画の期間

この計画は、平成22年度（2010年度）からスタートし、概ね10年間を計画期間とします。

なお、施策の成果や今後の社会情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

また、「具体的施策」については、概ね5年後に後期計画を検討します。



第3章

計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 計画の体系

1 基本理念

男女がともに輝くまちづくりをめざして

この計画は、男性と女性が等しくその人権を尊重しあい、性別にかかわらず、家庭・職場・学校・地域など、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画し、その個性と能力を十分に発揮して、喜びも責任も分かちあい、ともに輝く男女共同参画のまちづくりをめざします。

2 基本的視点

男女共同参画社会の実現に向けて、次のような視点を持って本計画を推進します。

基本的視点

1

「個」の尊重

個の尊重とは、男女平等の根底をなす考え方であり、性別や人種・民族・障害のあるなし・社会的な立場・信条などにかかわらず、人間としての尊厳を等しく認めあうことです。男性と女性が等しく個人として尊重され、ともにひとりの人間としての尊厳が重んじられることが大切です。

基本的視点

2

男女の平等な参画の促進

性別に起因する偏見や差別は、私たち一人ひとりの意識や価値観の中に内面化され、また、文化的・社会的に形成された性別（ジェンダー※）の概念により、長い間、不可視の人権問題といわれてきました。このような現状が、社会における男女の平等な参画を妨げる一因となっています。そのため、男女共同参画の視点から、社会システムや価値観を見直し、性別による差別や偏見を解消し、さまざまな分野において男女の平等な参画を進めることが大切です。

基本的視点

3

男女のパートナーシップの確立

男女がそれぞれ自立した個人として、自己の意思と責任において自らの行動を選択し、お互いの多様な生き方を尊重しあいながら、より良いパートナーシップ※を築いていくことが大切です。

基本的視点

4

市民・事業者等と行政の連携

男女共同参画社会の実現のためには、行政の力だけでは達成できません。市民一人ひとりの協力はもとより、事業者・関係団体などと行政が連携を図りながら進めていくことが大切です。

3 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅰ. 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり	Ⅰ－１ 男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し	① 男女平等意識醸成のための広報啓発活動の推進 ② 男女共同参画の視点に立ったメディア表現の理解と活用の促進 ③ 職員の男女共同参画に関する意識の向上 ④ 男女共同参画等に関する調査・研究・情報提供
	Ⅰ－２ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 学校・幼稚園・保育園における男女平等教育の推進 ② 家庭における男女平等意識の醸成 ③ 地域における男女平等意識の醸成 ④ 生涯学習における男女平等教育の推進
	Ⅰ－３ あらゆる暴力の根絶	① あらゆる暴力を根絶するための広報啓発活動の推進 ② ＤＶ被害者等の保護と支援体制の充実 ③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ④ 防犯に配慮した安心・安全な環境の整備
Ⅱ. 男女がともにいきいきと働ける環境づくり	Ⅱ－１ 働く場での男女共同参画の促進	① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 ② 女性の能力開発等の支援 ③ 女性に対する就業情報の提供・相談業務等の充実 ④ 農業・商工業等における働きやすい環境づくり
	Ⅱ－２ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	① 企業等における両立支援の取組の促進 ② 仕事と子育て・介護の両立支援 ③ 家庭における男女共同参画の促進 ④ 男女のさまざまな地域活動の支援・リフレッシュ事業の推進
Ⅲ. 男女共同参画による地域社会づくり	Ⅲ－１ 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進 ② 市政への市民参画の促進
	Ⅲ－２ 地域社会における男女共同参画の促進	① 男女共同参画を進めるための市民の活力の促進 ② 男女共同参画を進めるための場の提供 ③ 男女で取り組む地域活動の促進

基本目標	重点目標	施策の方向
IV. 健康づくりの推進と福祉の充実	IV—1 生涯を通じた心身の健康づくり	① 男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育む啓発活動の推進 ② HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の推進 ③ 妊娠・出産等に関する健康支援の充実 ④ 男女のライフステージに応じた健康支援の充実
	IV—2 子育て支援の充実	① 多様な保育サービスの充実 ② 子育てに関する情報提供・相談体制の充実 ③ 子育てにおける男女共同参画の促進 ④ ひとり親家庭等に対する支援の充実 ⑤ 児童虐待防止対策の充実
	IV—3 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり	① 高齢者・障害者福祉サービスの充実 ② 高齢者・障害者に関する情報提供・相談体制の充実 ③ 介護における男女共同参画の促進 ④ 高齢者・障害者の社会参画の支援 ⑤ ひとにやさしいまちづくりの推進 ⑥ 高齢者・障害者の虐待防止対策の充実
V. 国際化に対応した心豊かなまちづくり	V 国際化に対応した男女共同参画の推進	① 国際的視野に立った男女共同参画の推進 ② 国際理解を深めるための学習機会の充実 ③ 男女共同参画による地球環境保全に向けた取組の推進 ④ 平和についての取組の推進

第4章

計画策定の内容

基本目標Ⅰ

人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

基本目標Ⅱ

男女がともにいきいきと働ける環境づくり

基本目標Ⅲ

男女共同参画による地域社会づくり

基本目標Ⅳ

健康づくりの推進と福祉の充実

基本目標Ⅴ

国際化に対応した心豊かなまちづくり

基本目標 I

人権尊重の視点に立った 男女共同参画の意識づくり

重点目標 I - 1 男女の自由と平等を阻む意識・慣行の見直し

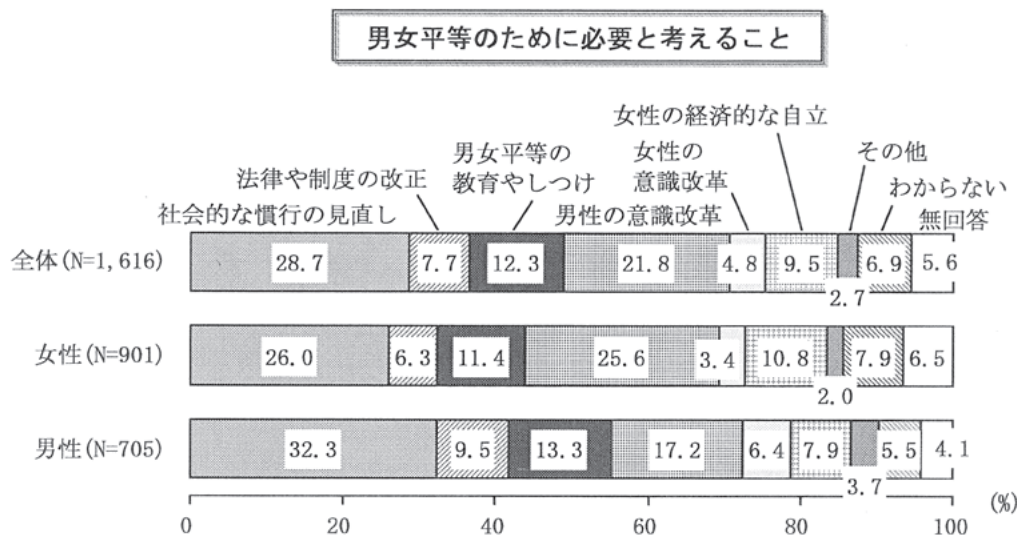
現 状 と 課 題

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「社会における制度または慣行についての配慮」を掲げています。社会制度や慣行は、それぞれの目的や歴史的経緯を持ってつくられてきたものですが、男女共同参画社会の実現という視点からみた場合、人々の意識の中に長い時間をかけてつくられた固定的な性別役割分担意識*により、男女平等を妨げていることがあります。

市民に行ったアンケート調査の結果をみると、男女平等のために必要と考えることについて、「社会的な慣行の見直し」と回答した割合が約3割にのぼり、最も高くなっています。

男女共同参画社会の実現のためには、男女の平等を阻む社会制度・慣習などを文化的・社会的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点で見直し、多様な媒体を通じた広報啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりの意識改革を進めていく必要があります。

そして、行政の施策を男女共同参画の視点を持って推進するためには、職員の意識の向上を図っていく必要があります。



資料：木津川市男女共同参画に関するアンケート調査(平成20年)

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①男女平等意識醸成のための広報啓発活動の推進

男女共同参画に関する理解を深め、その視点の定着と社会における制度・慣行の見直しを促進するため、多様な媒体を通じた広報啓発活動の推進を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
1	各種講演会・講座等の開催	人権推進課
2	男女共同参画週間※における広報啓発事業の実施	人権推進課
3	広報誌やホームページ等を活用した定期的な啓発活動の実施	人権推進課
4	人権尊重のまちづくりの推進	人権推進課 全課

②男女共同参画の視点に立ったメディア表現の理解と活用の促進

性別に基づく固定観念にとらわれない表現を推進するために本市が作成した「表現の手引き」を活用し、市の関係機関などへの周知を図ります。またメディアからのさまざまな情報を男女共同参画の視点に立って主体的に読み解く力（メディア・リテラシー※）の向上に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
5	「表現の手引き」の活用の推進	人権推進課
6	男女共同参画の視点に立った広報出版物の発行	全課
7	メディアを正しく読み解く能力（メディア・リテラシー）を向上するための学習機会の提供	人権推進課

③職員の男女共同参画に関する意識の向上

全庁的に男女共同参画を推進するため、職員の意識向上を図る研修などを実施します。

NO.	具体的施策	担当課
8	男女共同参画に関する研修等の定期的な実施・啓発	人事秘書課 人権推進課
9	木津川市男女共同参画推進会議の定期的な開催	人権推進課

④男女共同参画等に関する調査・研究・情報提供

社会情勢が変化する中で、男女共同参画社会の実現に向けた、より効果的な施策の企画立案などができるよう、男女共同参画に関する市民などの意識や実態の調査・分析・研究を進め、情報提供に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
10	男女共同参画に関する調査・研究	人権推進課
11	男女共同参画に関する情報の収集及び提供	人権推進課
12	各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況に関する定期的な調査の実施	人権推進課
13	男女共同参画の推進に関する苦情処理・相談体制の充実	人権推進課

例えばこんな取組をはじめてみませんか （「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています）

- 個人・家庭では…**
- 男らしさ女らしさという枠を取り除き、一人ひとりの意識の改革からはじめましょう。
 - 男性、女性という性別を理由として、男女に不平等な慣習やしきたりがある現状に気づきましょう。
 - 夫婦、親子、家族で問題点を話しあいましょう。
 - お互いを尊重し、協力しあうことに感謝しましょう。
- 地 域 で は…**
- 地域の役割分担について、男女共同参画の視点で見直してみましょう。
 - 世代間の交流を多く持ち、意見交換をしましょう。
- 職 場 で は…**
- 職場内で男女共同参画に関する意識づくりに取り組みましょう。
 - 「男の仕事」や「女の仕事」といった性別によって役割を分けている意識の解消に努めましょう。

重点目標Ⅰ－２ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

現 状 と 課 題

一人ひとりの意識や価値観は、生まれたときから、家庭・地域・乳幼児教育・学校教育などのさまざまな場所で、周りの人たちの影響を受けながら形成されていくため、男女平等意識を育てる上でも幼少期の教育や学習は大変重要です。

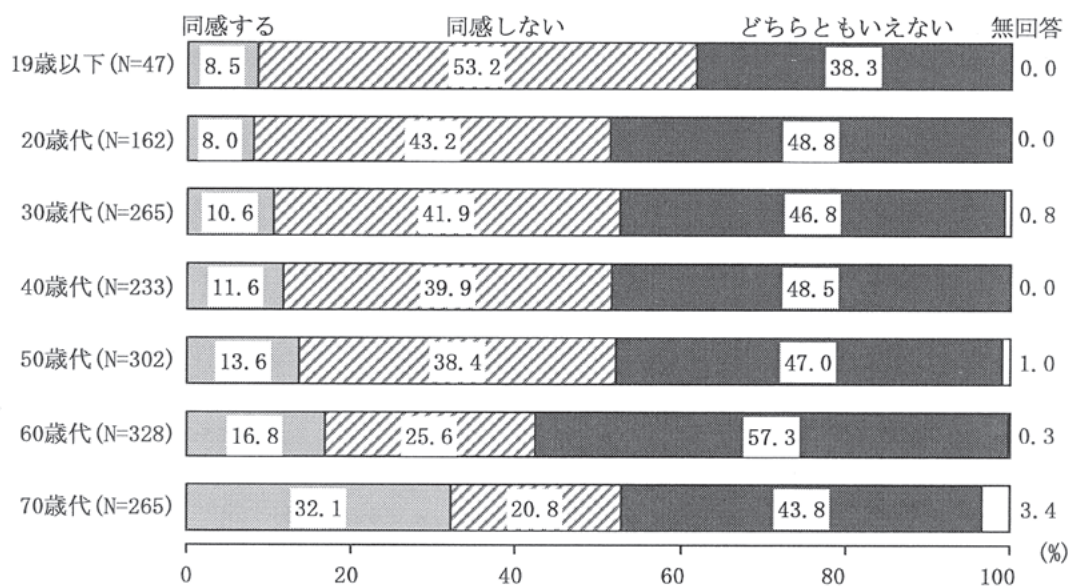
家庭は、社会を構成する最小の単位であり、男女共同参画社会を実現するための重要な役割を果たしています。特に子どもを育てる上で、大人の固定的な性別役割分担意識が、子どもの将来の選択肢を狭め、個性や能力を伸ばすことを妨げる一因ともなります。家庭や地域の中に固定的な性別役割分担意識が存在することに気づき、その解消に向けて積極的な取組を進めていく必要があります。市民に行ったアンケート調査の結果をみると、男は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという固定的な性別役割分担意識について、「同感する」は年代が上がるほど高くなっており、「同感しない」は若年層で高く、19歳以下では過半数を占めています。近年の男女共同参画教育などにより、男女共同参画意識が徐々に浸透しているものと思われます。

学校などの教育機関における教育は特に重要であり、子どもの発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等及び相互の理解などに関する教育の推進が引き続き求められています。

また、社会全体で男女共同参画意識を高めるためには、生涯学習の果たす役割も重要です。

男女がともに尊重しあい、自立した生活ができる教育・学習を家庭や教育の場で、地域との連携を図りながら進めていく必要があります。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：木津川市男女共同参画に関するアンケート調査(平成20年)

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①学校・幼稚園・保育園における男女平等教育の推進

学校・幼稚園・保育園において、人権の尊重、男女平等、男女の相互協力・理解についての指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重し、自立の意識を育む教育を推進します。

また、教育にかかわる者の男女共同参画意識の醸成を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
14	人権の尊重、男女平等、相互協力・理解についての教育・保育の推進	子育て支援課 教育総務課 学校教育課
15	性別にかかわらず、個性と能力が生かせる教育・生活指導及び進路指導の推進	子育て支援課 教育総務課 学校教育課
16	教育関係者・保護者に対する男女共同参画意識醸成のための啓発	子育て支援課 教育総務課 学校教育課

②家庭における男女平等意識の醸成

家庭における男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
17	家庭教育に関する学習機会の提供・啓発	人権推進課 社会教育課

③地域における男女平等意識の醸成

地域における男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
18	地域・団体・PTA等に対する学習機会の提供・啓発	人権推進課 社会教育課

④生涯学習における男女平等教育の推進

生涯にわたって男女平等教育の学習の内容を充実させるとともに、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。

NO.	具体的施策	担当課
19	生涯学習情報の提供及び学習機会の充実	社会教育課
20	女性のエンパワーメントのための学習機会の充実	社会教育課
21	誰もが参加できるための工夫（開催曜日や時間の配慮、手話通訳等障害のある人への配慮及び保育ルームの開設等）	関係各課

例えばこんな取組をはじめませんか (「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています)

- 個人・家庭では… ●子育ての際、「男の子だから」「女の子だから」といった意識をなくしていきましょう。
- 学 校 で は… ●子どもが、各自の個性に応じた選択ができるように応援しましょう。
- 教職員・指導者は男女共同参画に関する研修などに積極的に参加し、男女共同参画の視点に立った教育を推進しましょう。
- 性別にとらわれず、人として自己の在り方や生き方について自ら考え、選択する力を育てるために、さまざまな役割や体験に積極的に取り組むよう進めましょう。
- 地 域 で は… ●自治会や地域などで「男女共同参画からみた地域での慣習を考える」などの勉強会などを開き、男女共同参画について学べる機会をつくりましょう。



重点目標Ⅰ－3 あらゆる暴力の根絶

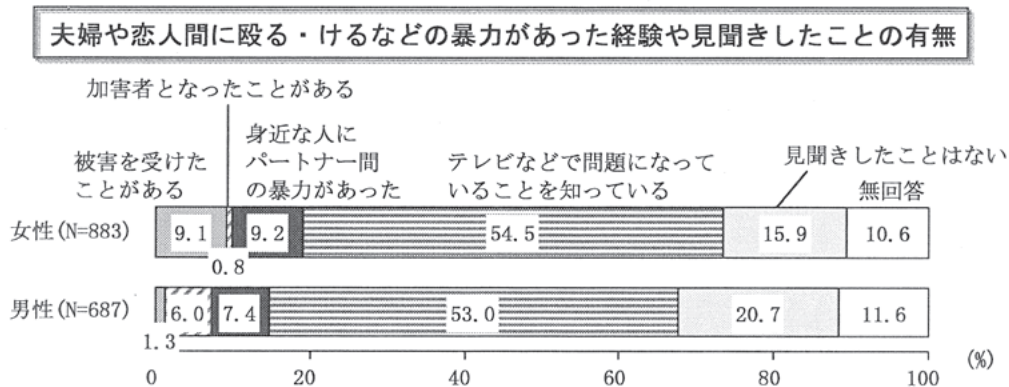
現 状 と 課 題

男女共同参画社会の基礎にある理念は、人権の確立です。暴力は、その対象となる人の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、身体的・精神的を問わず人権侵害であり、男女共同参画の推進を阻む重大な要因の一つです。

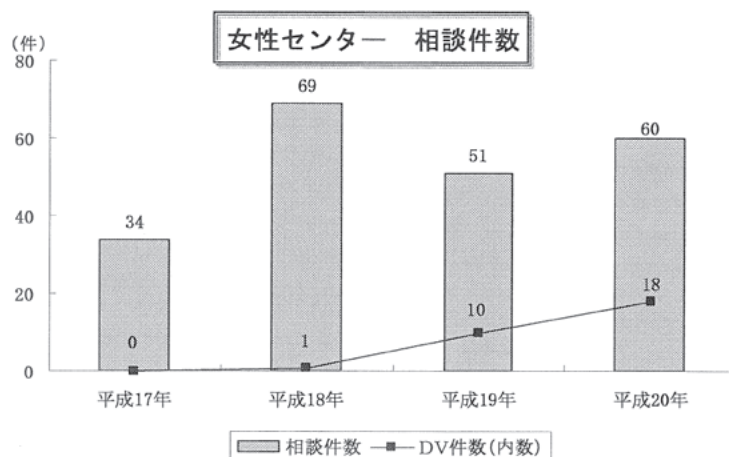
特に配偶者やパートナーなどからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、深刻な社会問題であるにもかかわらず、個人的な問題としてとらえられる面があり、本市では未だ多くの被害が潜在していると考えられます。最近ではデートDVと呼ばれる婚姻関係にない交際相手からの暴力も問題になっています。

市民に行ったアンケート調査の結果をみると、夫婦や恋人間に殴る・けるなどの暴力があった経験について「被害を受けたことがある」と回答した女性は約1割にのぼり、女性の約10人に1人は被害を意識しています。また女性センターへのDVに関する相談件数も増加傾向にあります。この暴力を生み出す社会的背景には、男女の固定的な役割分担意識・経済力の格差・上下関係など、わが国の男女が置かれている状況に根ざした構造的な問題であるという認識が必要です。そして、暴力を許さない意識の高揚、相談・支援体制の強化、被害者の保護・自立支援など、関係施策の充実を図ることが必要です。

さらに、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・売買春・ストーカー*行為など、あらゆる暴力を許さない社会の実現に向けた取組が必要です。



資料：木津川市男女共同参画に関するアンケート調査(平成20年)



資料：木津川市

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①あらゆる暴力を根絶するための広報啓発活動の推進

あらゆる暴力は著しい人権侵害であるという認識を周知徹底し、防止のための啓発活動を行います。

NO.	具体的施策	担当課
22	DV防止啓発期間等における広報啓発事業の実施	人権推進課
23	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「男女雇用機会均等法」「ストーカー規制法」等関係法令の周知・啓発	人権推進課

＊あらゆる暴力：配偶者やパートナー、恋人等から受ける暴力の種類としては、①身体的暴力、②精神的暴力、③社会的隔離、④経済的暴力、⑤性的暴力、⑥子どもを利用した暴力があり、殴る・けるなどの分かりやすい身体的な暴力だけではなく、言葉によるもの、心理的（精神的）なものなども暴力に含まれます。

②DV被害者等の保護と支援体制の充実

DV被害者などへの保護と支援体制の充実、相談担当職員の育成及び相談体制を充実し、市民への周知を徹底するとともに、関係機関と連携し適切な対応を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
24	DV等に関する庁内関係機関との連携・支援体制の整備	人権推進課 他関係各課
25	DV等に関する職員及び相談員等の研修の充実	人事秘書課 人権推進課
26	京都府、警察署等の関係機関との連携強化	人権推進課 他関係各課
27	DV等に関する相談体制の充実と相談窓口の周知	人権推進課 他関係各課
28	DV被害者等の保護の推進	市民年金課 人権推進課 他関係各課
29	DV被害者等の自立支援	人権推進課 社会福祉課 子育て支援課
30	DV被害者等の市営住宅の優先入居	建設課
31	DV等発生予防・再発防止のための啓発・情報提供	人権推進課

③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

「男女雇用機会均等法」で事業主に配慮義務が課せられている雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組みます。

NO.	具体的施策	担当課
32	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発及び研修会等の開催	人事秘書課 人権推進課 観光商工課

④防犯に配慮した安心・安全な環境の整備

暴力の発生を未然に防ぐため、関係機関と地域ぐるみで防犯活動に取り組みます。

NO.	具体的施策	担当課
33	警察署等との連携による地域防犯対策の推進	総務課
34	地域パトロール等防犯のための取組の推進	総務課 子育て支援課 学校教育課 社会教育課
35	道路照明灯の整備	総務課

例えばこんな取組をはじめてみませんか （「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています）

- 個人・家庭では…**
- 親身な間柄であっても暴力は犯罪であるとともに、人権侵害であることに気づき、DVに対して正しい認識を持ちましょう。
 - 困ったときはひとりで悩まずに、適切な相談機関などに相談しましょう。
- 地 域 で は…**
- 地域ぐるみで防犯活動を行い、ご近所の緊急事態や変化に気づきあえる環境をつくりましょう。
 - 普段から隣近所の付き合いを持ち、困ったときはお互いに支えあえる関係を築きましょう。
- 職 場 で は…**
- 人権学習やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を積極的に行いましょう。
 - セクシュアル・ハラスメントを受けた場合は、適切な相談機関に相談しましょう。

基本目標Ⅱ

男女がともに いきいきと働ける環境づくり

重点目標Ⅱ－１ 働く場での男女共同参画の促進

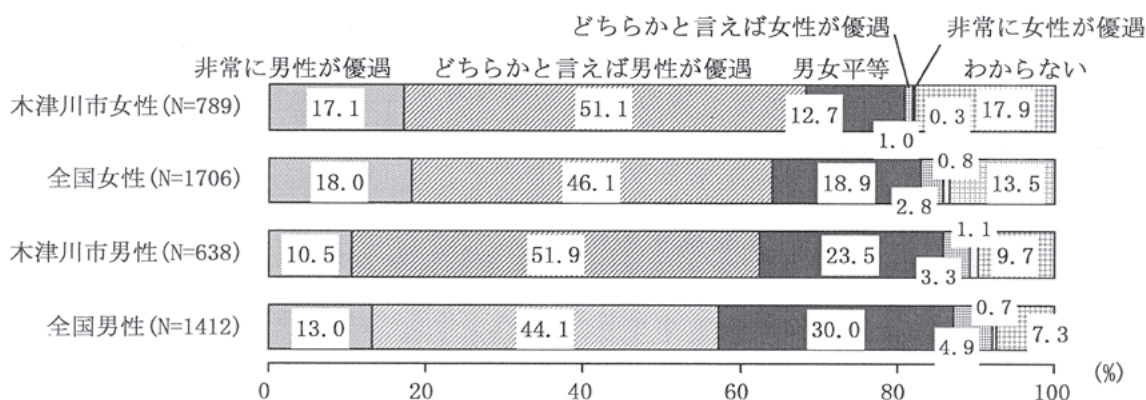
現 状 と 課 題

労働は生活の経済的な基盤であり、人が自立して生きていくための重要なものです。少子高齢化の進行などとともに、女性の労働力は経済の活性化には必要不可欠であるのに対し、賃金や配置、非正規雇用者が多いことなど、労働に対する女性への待遇は、まだまだ低い状況がみられます。さらに、就業構造の変化や昨今の金融危機による経済や雇用情勢の急激な悪化などにより男女問わず生活困難が幅広い層に広がっています。特に女性は、出産・育児などで就業を中断することが多いことや能力発揮の機会が十分確保されていないことなどにより生活困難に陥るリスクが増しています。

男女が平等な雇用についての法制度は整いつつありますが、さらに女性が幅広く能力が発揮できるよう、適正な労働条件の確保や職業能力の向上に対する支援が必要です。また、男女が対等な立場でともに働くためには、「男女雇用機会均等法」などの労働関係法制度の周知や、企業並びに労働者への働きかけなど、就労に関する条件が男女平等の視点から整備される必要があります。市民に行ったアンケート調査の結果をみると、雇用の機会や職場における男女平等の状況について、「男性が優遇」「非常に男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」の合計)の割合が、女性で約7割、男性でも約6割と高く、男女ともに内閣府が行った全国調査の結果より高くなっています。

農林水産業・商工業の場においても女性は重要な役割を果たしています。本市には、農業生産グループがいくつかあり、女性が農業の担い手として積極的な活動が進められています。また、農業委員会や商工会などの方針決定の場への女性の参画も進みつつあります。男女が経営のパートナーとして協力しあうことは、農林水産業・商工業などの地域振興に必要なことです。

雇用の機会や職場における男女平等の状況



資料：木津川市男女共同参画に関するアンケート調査(平成20年)

内閣府男女共同参画社会に関する世論調査(平成19年)

※本市調査では「無回答」を除いて構成比を算出している

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

事業者や労働者を対象に、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法※」、「育児・介護休業法※」、「パートタイム労働法※」を中心に労働権についての情報提供、周知、啓発を図ります。また、「労働基準法」の母性保護規定や健康管理の周知、啓発を図ります。

また、企業などに対して、男女の実質的な差を解消するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※の促進を働きかけていきます。

NO.	具体的施策	担当課
36	「男女雇用機会均等法」、「労働関係法令」や制度の周知・啓発	人権推進課 観光商工課
37	母性保護等に関する法律等の周知・啓発	人権推進課 観光商工課
38	企業等に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知・啓発	人権推進課 観光商工課

②女性の能力開発等の支援

女性が経験を生かし能力を発揮するため、就業能力の開発などの支援を行います。

また、起業に関する情報の提供などの支援を行います。

NO.	具体的施策	担当課
39	パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催	人権推進課
40	起業のための情報提供等の支援	人権推進課 観光商工課

③女性に対する就業情報の提供・相談業務等の充実

就業をめざす女性を支援するための情報の提供や、労働に関する相談などについて関係機関と連携しながら対応していきます。

NO.	具体的施策	担当課
41	再就職準備セミナーの開催	人権推進課
42	関係機関との連携による相談業務の推進	人権推進課
43	就職情報や就業支援に関する情報の提供	人権推進課 観光商工課

④農業・商工業等における働きやすい環境づくり

事業主などに対して、仕事面における男女の役割分担の固定や格差を解消するための取組を進めるよう働きかけていきます。

NO.	具体的施策	担当課
44	農業委員会及び商工会役員等への女性の登用促進	観光商工課 農政課
45	女性の労働に対する適正な評価のための啓発	観光商工課 農政課
46	女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報の提供	観光商工課 農政課
47	女性の生産活動を促進する直売所等の充実の支援	農政課
48	家族経営協定※締結・女性農業士等の認定促進に関する啓発	農政課

例えばこんな取組をはじめてみませんか （「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています）

- 個人・家庭では…**
- 自らが、チャレンジする意識を高め、能力を十分発揮できるような資格や技能を習得するなどの取組を進めましょう。
 - 特に農林水産業・商工業などを営む家庭では、男女の家事と仕事の分担について見直してみましょう。
- 職場では…**
- 性別や年齢にかかわらず、平等に成果や能力を評価する仕組みをつくりましょう。
 - 結婚、出産後も続けられる職場環境づくりを進めましょう。
 - 従業員の能力向上に関する講座などの受講に配慮しましょう。
 - 職場内の雑用は、男女共同で行いましょう。



重点目標Ⅱ－２ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現 状 と 課 題

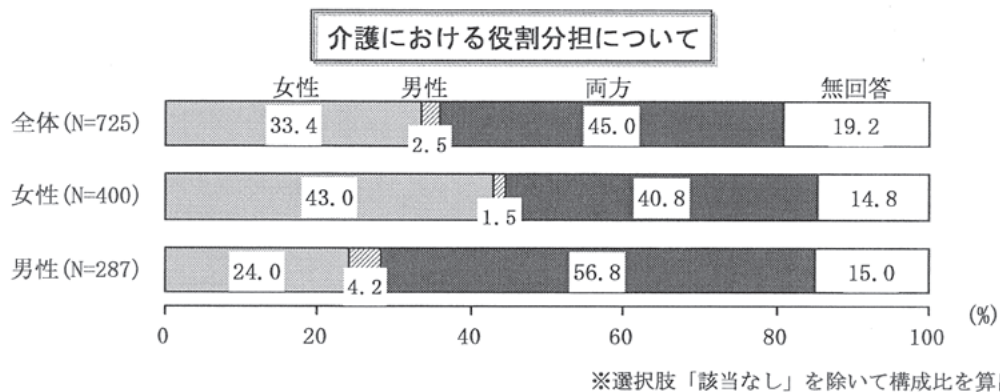
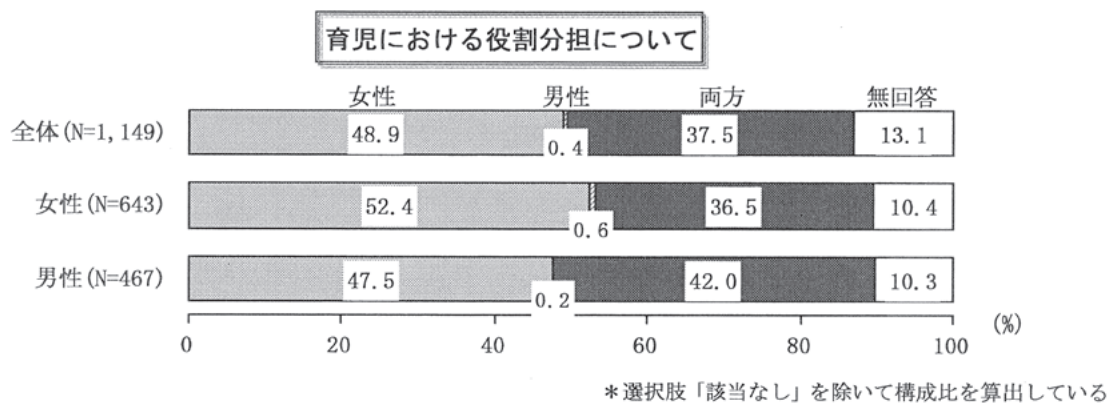
急速に進む少子高齢化や激変する社会経済情勢に対応していくためには、男性も女性も仕事と家庭生活・地域活動などを両立させ、安心して子育てや介護ができる社会を築いていくことが必要です。

国も平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針」を策定するなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた社会の実現に向けた取組を推進し、働き方の見直しや育児休業の利用促進などについて、事業主・労働者双方の意識改革に努めていますが、現実には、男性の育児・介護休業取得は遅々として進んでいません。女性は、結婚・出産・育児・介護などを理由に働くことを希望しながらも退職を余儀なくされることもまだまだあります。その背景には、男女の賃金格差・育児休業者への代替要員の欠如・復職後のさまざまな不安などがありますが、その底流には、固定的な性別役割分担意識の根深さがあります。

男女共同参画社会とは、男女がともにやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などというさまざまな場において、また、子育て期や中高年期といった人生のさまざまな段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会です。

そのためには、女性が仕事を継続できる環境を整えるとともに、男性の働き方の見直しを行う必要があります。

また、こころもからだも健康で豊かな生活を営み、地域活動への参加や余暇活動・自己啓発ができることも大切です。



資料：木津川市男女共同参画に関するアンケート調査（平成20年）

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①企業等における両立支援の取組の促進

企業などにおける育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
49	育児休業や介護休業等制度利用促進のための周知・啓発	人権推進課 観光商工課
50	厚生労働省「ファミリー・フレンドリー企業」・京都府「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発	人権推進課 観光商工課
51	ワーク・ライフ・バランス実現のための周知・啓発	人権推進課 観光商工課

②仕事と子育て・介護の両立支援

仕事と子育て・介護などを両立するための情報を提供するとともに、多様なニーズに対応した保育・介護サービスの充実に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
(41)	再就職準備セミナーの開催（再掲）	人権推進課
52	多様な就労形態等のニーズに対応できる保育サービス制度の周知	子育て支援課
53	多様な就労形態等のニーズに対応できる介護サービス制度の周知	高齢介護課

③家庭における男女共同参画の促進

家事・子育て・介護などに関する男性の意識と能力の向上を支援するための講座の開催などを行います。

NO.	具体的施策	担当課
54	男性対象の料理教室等の開催	人権推進課 健康推進課
55	父親教室の開催	子育て支援課

④男女のさまざまな地域活動の支援・リフレッシュ事業の推進

男女がともに地域活動への参加や余暇活動・自己啓発を推進し、こころもからだも健康で豊かな生活を送るための事業を行います。

NO.	具体的施策	担当課
56	地域活動の支援・リフレッシュ事業（健康づくり・趣味教養講座等）の推進	人権推進課 社会教育課 他関係各課

例えばこんな取組をはじめてみませんか (「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています)

個人・家庭では…

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、理解しましょう。
- 家事を一つの仕事と認識し、男女で分担しあう意識を持ちましょう。
- 「家事分担表」を作成し、家事の現状を見直してみましょう。
- 「お父さんのクッキングデー」などを決め、楽しみながら家族で協力しあいましょう。
- 家事や子育て・介護などに関するサービスについての情報などを積極的に収集し、活用しましょう。
- 地域活動や趣味の時間など、自分の自由に使える時間を確保しましょう。

職場では…

- 育児・介護休業制度などを、男女ともに利用できるような職場環境づくりに努めましょう。
- 結婚、出産後も続けられる職場環境づくりを進めましょう。
- フレックス制やワークシェアリング・在宅勤務など、多様な働き方について検討してみましょう。
- 長時間労働の改善に取り組み、特に男性が家庭にかかわりやすい条件整備を進めましょう。



基本目標 Ⅲ

男女共同参画による 地域社会づくり

重点目標Ⅲ－１ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現 状 と 課 題

男女ともにあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適切な評価を受け、活躍できる社会が求められています。男性と女性が対等な社会の構成員となるためには、性別に偏りのある分野は積極的に是正するよう働きかけを行う必要があります。

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げていますが、これまで、女性に対して参画の機会が十分に提供されてこなかったこともあり、参画の割合は増加しているものの、十分ではありません。

本市の庁内審議会及び委員会における女性の登用率は約3割、市職員の女性管理職は1割半ばとまだまだ改善が必要です。市民に行ったアンケート調査の結果でも、政治や行政の施策・方針決定の場における男女平等については、「男性が優遇」（「非常に男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」の合計）の割合が、約6割にのぼっています。

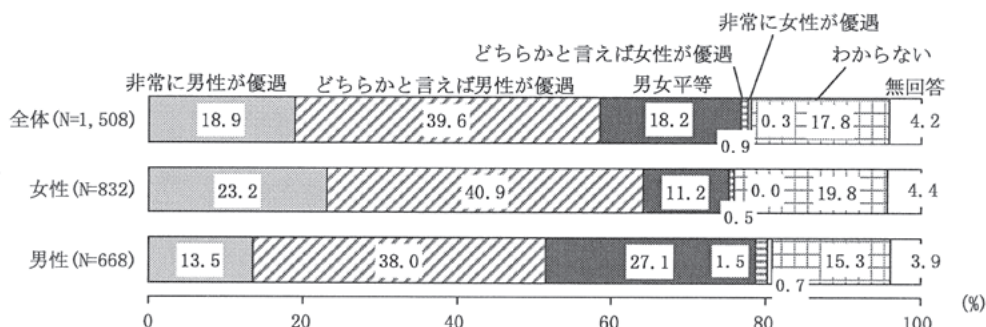
そのため、女性の政策・方針決定過程への参画を積極的に行い、女性と男性それぞれの意見が生かされた地域社会づくりを進めていく必要があります。

市政への男女共同参画の状況

	総人数	男性人数	女性人数	女性参画率
庁内審議会及び委員会	624	441	183	29.3%
市議会議員	26	21	5	19.2%
市管理職員	81	68	13	16.0%

資料：木津川市（平成21年4月）

政治や行政の施策・方針決定の場における男女平等の状況



資料：木津川市男女共同参画に関するアンケート調査（平成20年）

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

早期に女性委員のいない委員会・審議会を解消するとともに、平成26年度（2014年度）までに男女いずれの割合も少なくとも35%を下回らない委員構成をめざします。

NO.	具体的施策	担当課
57	各委員会・審議会における女性委員ゼロの委員会・審議会の解消	関係各課
58	各委員会・審議会における女性委員の登用率を平成26年度（2014年度）までに35%を目標とする計画的な推進	関係各課
59	各委員会・審議会における委員公募制の導入の促進	関係各課
(12)	各委員会・審議会における委員の男女構成比の状況に関する定期的な調査の実施（再掲）	人権推進課
60	男女共同参画人材リストの作成及び提供	人権推進課
61	市の女性職員の管理職への登用促進	人事秘書課

②市政への市民参画の促進

市の広報誌やホームページへの意見・パブリックコメントを利用し、男女を問わず幅広く市民が市政に意見提案しやすい環境づくりを進めます。

NO.	具体的施策	担当課
62	市ホームページの市長への意見・パブリックコメント制度等の活用普及	学研企画課

例えばこんな取組をはじめてみませんか （「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています）

- 個人・家庭では…**
- 女性自身があきらめずに、チャレンジ精神を持ちましょう。
 - 市政に関心を持ち、審議会などの政策・方針決定の場や、企業、団体、地域などの活動とその方針決定の場に積極的に参画しましょう。
 - 議会などの傍聴をしてみましょう。
- 地域・職場では…**
- 女性が一人も参加しない各種会議や会合はつくらないようにしましょう。
 - 性別や年齢にかかわらず、意見は平等に尊重しましょう。
 - 女性リーダーに対する「でしゃばっている」「女のくせに」といった意識をなくしていきましょう。

重点目標Ⅲ－２ 地域社会における男女共同参画の促進

現 状 と 課 題

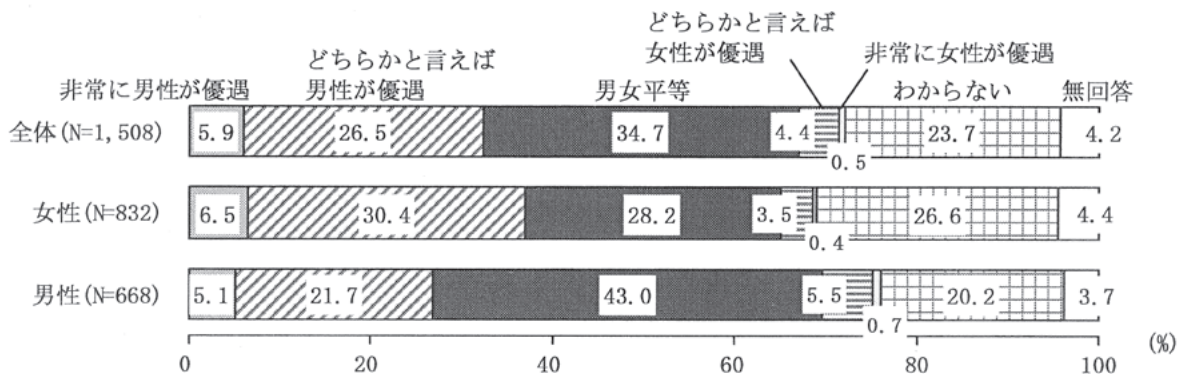
地域を支える自治会、各種団体などの活動に参加している女性は多く、大きな役割を果たしています。しかし、自治会や団体の活動には主体的に女性が参加していても、方針決定などにかかわる役員は今まで男性が多くを占めていた状況があります。主なことを決めるのは男性、実務や補助的なことは女性といった意識や慣行が根深く残っていることが女性の進出を阻む一因ですが、女性自身の参画意識が消極的であることも、大きな要因の一つと考えられます。

本市においても、現在、女性の地域役員は少なく、地域の方針決定の場に女性の視点を取り入れていく必要があります。

また、地域社会は、教育・文化・福祉・環境などの多くの課題をそこに住む市民が協力して解決する場として大切な役割を担っています。地域のさまざまな活動に対する女性の意欲は高まっており、ボランティアやNPO活動を行う人も多くなっていますが、仕事を中心とした生活を送ってきた男性の多くは、地域活動などに参加する機会が少なく、地域とのかかわりが希薄になりがちです。

地域社会における男女共同参画を進めるためには、女性のエンパワーメントと同時に、男性がこれまでの仕事中心の生活を見直し、地域の活動に目を向け、男女が協力して潤いある豊かな地域を創りだせるようお互いの意識改革・社会環境づくりを進めていく必要があります。

町内会や地域における男女平等の状況



資料：木津川市男女共同参画に関するアンケート調査(平成20年)

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①男女共同参画を進めるための市民の活力の促進

市民や団体などと行政が連携した事業を開催することにより、市民相互のネットワークづくりを通じて市民の活力を促進します。

NO.	具体的施策	担当課
(18)	地域・団体・PTA等に対する学習機会の提供・啓発（再掲）	人権推進課 社会教育課
63	市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進	人権推進課 他関係各課
64	地域おこし・まちづくり・観光分野における女性の参画支援・人材育成支援	学研企画課 観光商工課 他関係各課
65	「木津川市共同参画会員（仮称）」制度の創設	人権推進課

②男女共同参画を進めるための場の提供

男女共同参画を進めるために、市民や団体などへの情報提供や相互交流の場として、女性センターの活用を促進します。

NO.	具体的施策	担当課
66	男女共同参画推進のための拠点（女性センター）の活用	人権推進課
(11)	男女共同参画に関する情報の収集及び提供（再掲）	人権推進課

③男女で取り組む地域活動の促進

ボランティア活動への理解を深め、活動の促進を図ります。また、NPO設立などに関する情報提供などに対する支援を図ります。

また、消防団活動などにおいて、女性の積極的な活動を促進するための啓発活動を進めるなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
67	ボランティア活動に関する支援や情報提供及びボランティアコーディネーターの育成	学研企画課 社会福祉課 他関係各課
68	NPOに関する活動支援や情報提供等の支援	学研企画課 他関係各課
69	団塊世代や高齢者の地域活動への参加促進	社会福祉課 高齢介護課 他関係各課
70	女性消防団員の活動の充実	総務課
71	男女のニーズに対応した地域防災計画の推進	総務課

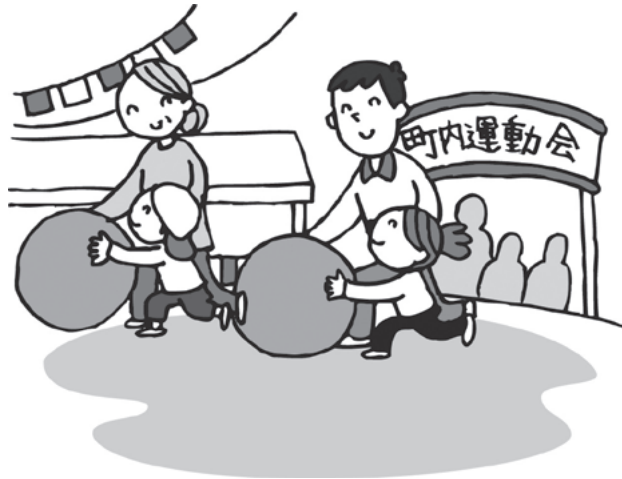
例えばこんな取組をはじめませんか (「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています)

個人・家庭では…

- 自分の殻を破って、集会や地域活動に参加してみましょう。
- 女性が外に出る活動に対して、男性が理解を示しましょう。
- 地域活動に参加できる時間などを確保しましょう。

地 域 で は…

- 自治会組織や団体などの役員は前例にとらわれず、男女でバランスのとれた構成になるように積極的に働きかけましょう。
- 自治会や地域単位で「男女共同参画からみた地域での慣習を考える」などの勉強会などを開き、男女共同参画について学べる機会をつくりましょう。(再掲)
- 性別にかかわらず、適切な人材、チャレンジ精神のある人材を活用し、地域を活性化させましょう。



基本目標 Ⅳ

健康づくりの推進と 福祉の充実

重点目標Ⅳ－１ 生涯を通じた心身の健康づくり

現 状 と 課 題

男女がともに、自らのこころとからだの主人公として主体的に生きることをめざす男女共同参画社会の実現には、両者の性や身体的特徴の違いを十分に理解し、思いやることが大切です。

女性の健康に関しては、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の概念が提唱されました。この考えにそって、性と生殖については、主体としての女性の権利を尊重するとともに、女性の心身について男女ともに理解を深め、次世代を生み育てることを社会全体で尊重し、支えていく環境を整えていく必要があります。

一方、昨今の厳しい社会経済情勢の中で、過重労働を強いられている男性についても、うつ病や心身症・自殺の激増など、深刻な健康問題が起こっています。

また、近年、栄養の偏りや肥満の増加、食品の偽証表示など「食」をめぐるさまざまな問題が生じており、男女ともに健康的な食生活を確立する必要があります。

男女が自分のこころとからだに関する正しい知識や情報を得ながら、健康を享受できるようにするとともに、社会全体が性の違いによる健康について理解を深めていくことが大切です。

健康診断事業実績

(人)

内 容	対象年齢	受診者数(合計)	男性	女性
乳児前期健診	生後3・4か月児	785		
乳児後期健診	生後10・11か月児	742		
幼児健診	1歳6・7か月児	786		
幼児歯科健診	1歳9・10か月児	741		
3歳児健診	3歳6・7か月児	715		
特定健診(生活保護)	40歳以上	7	2	5
肝炎検診	40歳	157	61	96
胃がん検診	40歳以上	3,670	1,495	2,175
肺がん検診(結核含む)	40歳以上	4,383	1,758	2,625
大腸がん検診	40歳以上	4,736	1,883	2,853
前立腺がん検診	55歳以上	1,409	1,409	
乳がん検診	視触診	30歳代		868
	マンモ併用	40歳以上		2,083
子宮がん検診	20歳以上	3,994		3,994
歯周疾患検診	40・50・60・70歳	150		
骨粗しょう症検診	40・45・50・55	594		594
	60・65・70歳			

資料：木津川市(平成20年)

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育む啓発活動の推進

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に関する意識を広く社会に浸透させるため、さまざまな場で情報提供などに努めます。また、学校教育において、児童・生徒に生命尊重や男女平等意識など人権尊重の精神に基づく性の教育を進めます。

NO.	具体的施策	担当課
72	「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識向上のための周知・啓発	人権推進課
73	児童に対する性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、DV等性に関する人権侵害を防止するための情報提供・学習機会の充実	人権推進課 学校教育課

②HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の推進

HIV／エイズ※や性感染症、薬物乱用などに関する正しい知識や認識の普及・啓発に努めます。特に学校教育においては、児童・生徒に発達段階に応じた知識を普及させ、正しい理解が得られるよう取り組みます。

NO.	具体的施策	担当課
74	HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用対策等の予防啓発事業の実施	国保医療課 健康推進課 学校教育課

③妊娠・出産等に関する健康支援の充実

妊娠・出産期の女性を対象とした健康診断・相談・指導などを充実し、安全な出産に向けた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・子育てなどへの男性の理解と協力を進めるため、男女がともに参加できる講座を充実します。

NO.	具体的施策	担当課
75	妊娠出産を迎える女性への健康支援と男女を対象とした健康講座の開催	健康推進課

④男女のライフステージに応じた健康支援の充実

男女の生涯にわたる健康の増進に向け、各年代に応じた健康教育や・健康診断・指導・相談などの充実を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
76	男女それぞれの年代に応じた健康教育、食育指導、相談指導の充実	健康推進課 学校教育課
77	中高年のための生活習慣病等対策・健康づくりの推進	健康推進課
78	性差に応じた的確な医療・検診等の推進	健康推進課

例えばこんな取組をはじめませんか (「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています)

個人・家庭では…

- 自分のこころとからだの発達や健康に関心・正しい知識を持ち、健康保持に努めましょう。
- 保護者と子どもが、性感染症や早すぎる性交の危険性について学習し、家庭内で性に関する事項を話しあいましょう。
- 定期健診は必ず受けましょう。

職場では…

- 身体的な性差に配慮した就労環境を整えましょう。
- 過労死やうつ病を防ぐため、就労環境の整備やカウンセラーなどを配置しましょう。

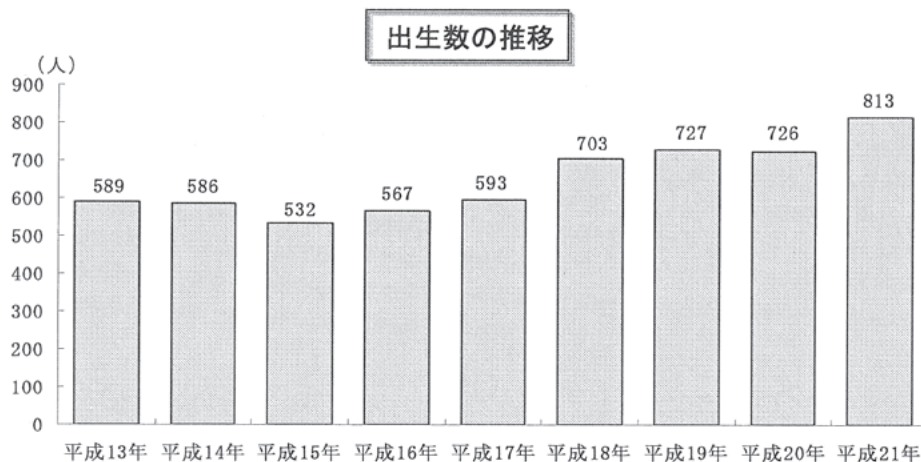
重点目標Ⅳ－２ 子育て支援の充実

現 状 と 課 題

本市では、昭和60年代（1985年）以降、関西文化学術研究都市の開発に伴い拡大したニュータウンの地域では転入者が多く、他の地域に比べて地域のつながりが希薄になりがちです。また、人々の生活様式の変化から核家族化の進行やひとり親家庭の増加など、育児の援助を身近に求めることが難しい保護者が増加しているといわれています。さらに、子育ては女性の仕事とみなす固定的な性別役割分担意識がまだまだ根深く、子育てによる身体的・精神的負担感は主に女性にみられます。幼い子どもを持つ母親は、日々戸惑いと不安の中で孤立して、ストレスを溜め込んでしまっていることも多く、子どもたちののびやかなこころの発達にも大きな影響を及ぼしかねません。

このように子どもたちを取り巻く環境は、決して安全とはいえません。それはまた、子育てをする親にとっても安心して生活できる環境ではありません。平成15年（2003年）に施行された「次世代育成支援対策推進法※」に基づく行動計画策定指針でも、事業所における雇用環境の整備と市町村に対する子育て支援の充実が柱となっています。多様な家族形態への支援や福祉政策の充実とあわせ、地域の中で安心して子育てできる環境づくりを進めることが必要です。

また、子育てや児童虐待に関する相談件数は増加している状況にあり、児童相談事業の充実や児童虐待の防止対策の充実を図ることが求められています。



資料：木津川市統計書

ひとり親世帯数の状況

	(世帯、%)					
	木津川市		京都府		全国	
	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年	平成12年	平成17年
母子世帯	177	268	13,091	16,465	625,904	749,048
	1.0%	1.3%	1.3%	1.5%	1.3%	1.5%
父子世帯	30	32	1,623	1,711	87,373	92,285
	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

資料：国勢調査

※国勢調査における「母子世帯」「父子世帯」の定義は、女(男)親と未婚の子ども（20歳未満）のみからなる世帯であり、祖父母等と同居している世帯は含みません。なお、母子家庭医療制度該当者（18歳以下の子どもを持つ母親）は508人（平成21年3月末現在）となっています。

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①多様な保育サービスの充実

保育園の待機児童の解消を図るとともに、多様なニーズに応じたきめ細かな保育サービスの提供を図ります。また、子育て支援者を養成し、地域や市民の子育て力の向上を図るとともに、養成された子育て支援者の活動の充実を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
79	保育園等の受け入れ体制の充実	子育て支援課
80	多様なニーズに応じた保育サービスの充実（一時・休日・延長・病後時保育等）	子育て支援課
81	放課後児童健全育成事業の充実	子育て支援課
82	市主催事業の際の保育ルームの開設等の拡充	関係各課
83	地域子育て支援センター・つどいの広場事業等の充実	子育て支援課
84	育児サポーター養成講座の開催及び育成	人権推進課 子育て支援課

②子育てに関する情報提供・相談体制の充実

育児の孤立や不安の解消を図るため、家庭児童相談室・子育て支援センター・保健センター・保育園・幼稚園での情報提供や相談の充実を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
85	子育てに関する児童相談事業の充実	子育て支援課 健康推進課 学校教育課 他関係各課
86	子育て支援ガイドブックの発行	子育て支援課

③子育てにおける男女共同参画の促進

夫婦が協力して子育てにかかわれるよう、子育てに関する講座や啓発活動の充実に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
(55)	父親教室の開催（再掲）	子育て支援課
87	父子手帳の作成・配付	子育て支援課

④ひとり親家庭等に対する支援の充実

子どもの健やかな成長を妨げることのないよう、相談・情報提供などの充実を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
88	ひとり親家庭等に対する情報提供・相談体制の充実	子育て支援課 他関係各課
89	ひとり親家庭等に対する自立、就労等の各種支援事業の推進	子育て支援課 他関係各課

⑤児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見・対応や虐待を受けた子どもの保護対策などを関係機関と連携し、虐待の防止に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
90	要保護児童対策地域協議会の充実及び虐待防止のための周知・啓発	子育て支援課 他関係各課

例えばこんな取組をはじめてみませんか（「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています）

- 個人・家庭では…**
- 男女でともに育児に携わり、子どもの成長の喜びを共有しましょう。
 - 子育ての悩みは抱え込まず、各種行政相談窓口や家族、友人に積極的に相談しましょう。
- 地域では…**
- 次代を担う子どもたちを地域ぐるみで育てていきましょう。
 - 普段から隣近所の付き合いを持ち、困ったときはお互いに支えあえる関係を築きましょう。（再掲）

重点目標Ⅳ－3 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり

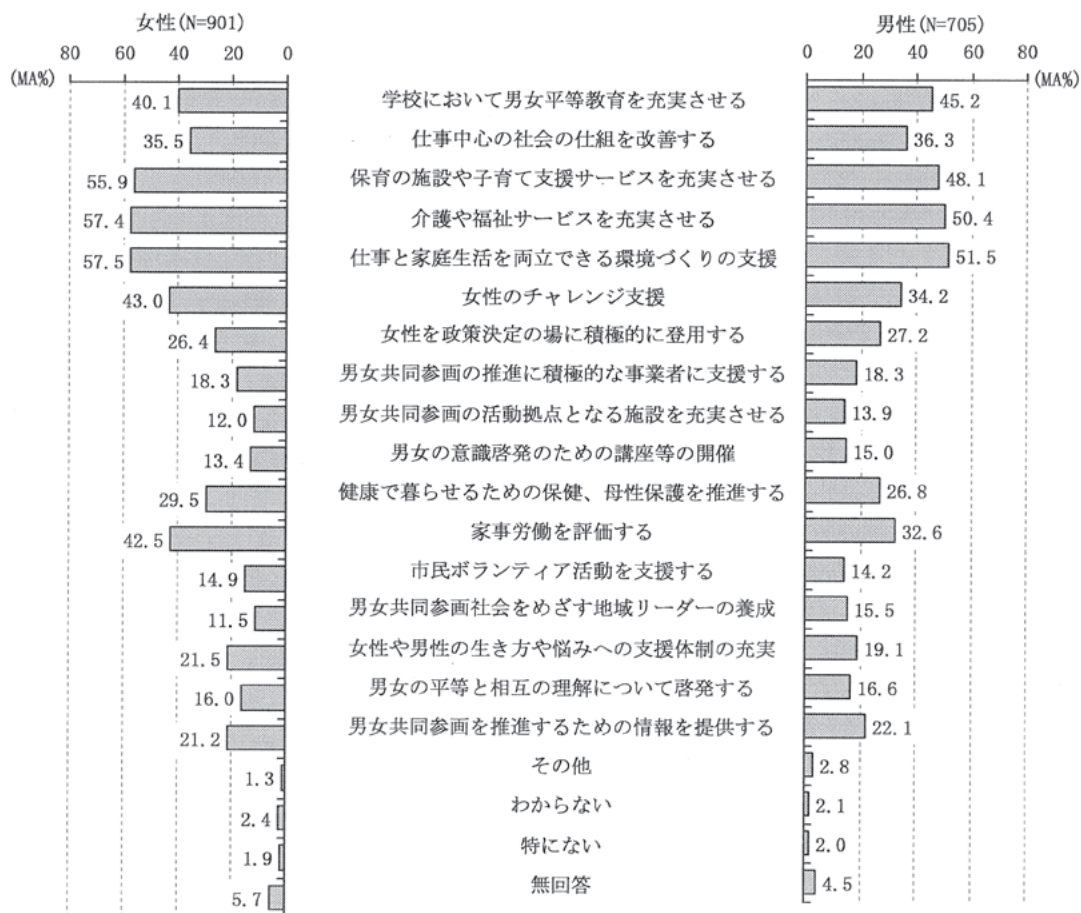
現 状 と 課 題

高齢化が急速に進展している中、今後介護を必要とする高齢者は、さらに増加していくことが予測されます。平成12年（2000年）に介護保険制度が施行され、介護に対する女性の負担は減少したとはいえ、未だに多くの女性が担っているのが現状です。市民に行ったアンケート調査の結果をみても、男女共同参画社会実現のために市に求めることとして、「介護や福祉サービスを充実させる」が上位項目にあがっています。

このような高齢化をめぐる問題を解決することは、男女共同参画社会を進めていく上で極めて重要な課題となっています。特に、根深い固定的な性別役割分担意識により、女性に集中している高齢者介護の負担の軽減に取り組むことは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題です。

また、性別や年齢・障害の有無にかかわらず、生涯にわたり住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って暮らせることは誰もが望むことです。高齢になっても、障害があっても、それぞれの意欲と能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える一員として、充実した生活が実現できるような社会参画の機会の提供や、安全で自立した活動ができる環境整備に取り組む必要があります。

男女共同参画社会実現のために木津川市に求められること



資料：木津川市男女共同参画に関するアンケート調査（平成20年）

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①高齢者・障害者福祉サービスの充実

高齢者福祉サービスの基盤整備・充実を図り、障害者福祉サービスについても円滑な推進の支援に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
91	介護サービス及び介護予防事業の充実	高齢介護課
92	障害福祉サービスの充実	社会福祉課

②高齢者・障害者に関する情報提供・相談体制の充実

地域包括支援センターなどの相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、障害のある人についての相談窓口や情報提供の充実を図ります。また、権利侵害を受けやすい認知症の高齢者や障害のある人が自立して安心した地域生活が送れるよう、社会福祉協議会などが実施している地域福祉権利擁護事業の普及・活用などに努めます。

NO.	具体的施策	担当課
93	介護相談支援事業の推進	高齢介護課
94	介護情報の収集・提供	高齢介護課
95	障害者相談支援事業の推進	社会福祉課
96	社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の周知・啓発	社会福祉課

③介護における男女共同参画の促進

在宅介護サービスの有効かつ適切な利用を促し、家族全員が協力して介護にかかわれるような家庭介護に関する講座や啓発活動の充実に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
97	家庭介護に関する講座等の開催	人権推進課 高齢介護課
98	家族全員が介護にかかわることを促す広報啓発事業の実施	人権推進課

④高齢者・障害者の社会参画の支援

地域の中で、自らの経験や知識を生かして活動できる場の提供と体制を推進します。また、シルバー人材センター及び共同作業所などとの連携により、高齢者及び障害のある人に適した就労の推進及び就労の場の拡大に努めます。そして、学習機会の充実やスポーツ・交流活動・地域活動を支援します。

NO.	具体的施策	担当課
(69)	団塊世代や高齢者の地域活動への参加促進（再掲）	社会福祉課 高齢介護課 他関係各課
99	学習機会の充実・スポーツ・交流活動の支援	社会福祉課 高齢介護課 社会教育課
100	シルバー人材センター等の高齢者の就労支援及び就労機会の確保	高齢介護課
101	共同作業所等の障害者の就労支援及び就労機会の確保	社会福祉課

⑤ひとにやさしいまちづくりの推進

ノーマライゼーション※の理念の浸透を図るとともに、ユニバーサルデザイン※によるまちづくりを基本にして、バリアフリー※化を推進し、高齢者や障害のある人はもちろんのこと、すべての市民が地域で安心して暮らせる環境整備に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
102	道路、公園、建物等の公共施設のバリアフリー化の推進	建設課 他関係各課
103	木津川市福祉のまちづくりの推進	社会福祉課 都市計画課

⑥高齢者・障害者の虐待防止対策の充実

高齢者・障害者虐待の早期発見・対応や養護者支援の体制などを関係機関と連携して行うとともに、養護者・家族などをはじめ、地域住民の高齢者・障害者虐待に対する認識を深めるための周知・啓発に努めます。

NO.	具体的施策	担当課
104	高齢者・障害者虐待防止体制の充実と虐待防止のための周知・啓発	社会福祉課 高齢介護課

例えばこんな取組をはじめてみませんか（「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています）

- 個人・家庭では…**
- 男女ともに思いやりのこころを持ち、介護に協力して取り組みましょう。
 - 介護の負担軽減のため、介護サービスの情報を集めて有効に利用しましょう。
- 地 域 で は…**
- 声をかけあって高齢者や障害のある方とのふれあいの機会を持ちましょう。
 - 近所のひとり暮らしの高齢者の存在を知りましょう。

基本目標 V 国際化に対応した心豊かなまちづくり

重点目標 V 国際化に対応した男女共同参画の推進

現 状 と 課 題

男女共同参画社会の実現は、国際社会におけるさまざまな取組と密接な関係を有しており、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられています。

わが国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、これまでも世界女性会議の北京綱領、女性2000年会議など、さまざまな取組と密接に関係しながら進められてきました。

このように、世界における女性の地位向上への国際的な取組が進む中で、人間開発に関する指標の国際比較などから諸外国における日本の男女共同参画の推進状況を認識することも大切です。日本は、平均寿命・教育水準・国民所得を用いて算出されるHDIでは8位となっていますが、女性の所得・専門職・行政職・管理職及び国会議員に占める女性の割合を用いて算出されるGEMでは58位と先進国の中でも特に低い順位となっています（p. 7「表7. 国際比較における日本の順位（2008）」参照）。

本市には、多様な国籍の外国人が、学研都市を通じてかかわりを持っており、国により異なる文化や価値観を否定せず、違いを認めあう感性が重要です。そのためには、国際交流・国際協力などを通じ、国際理解を深め、連携と協調の精神のもとで男女共同参画の取組を推進する必要があります。

国籍別外国人登録人口

				(人)			
国籍	男	女	全体	国籍	男	女	全体
韓国又は朝鮮	87	94	181	トルコ	2	1	3
中国	43	63	106	マレーシア	1	1	2
米国	16	19	35	メキシコ	2	0	2
フィリピン	4	19	23	ニュージーランド	1	1	2
ブラジル	14	4	18	ペルー	1	1	2
カンボジア	0	15	15	スリランカ	1	1	2
ロシア	7	6	13	スイス	2	0	2
カナダ	7	5	12	バングラデシュ	1	0	1
ベトナム	5	6	11	コロンビア	1	0	1
英国	9	1	10	フィンランド	1	0	1
フランス	5	2	7	イラン	1	0	1
オーストラリア	4	0	4	イタリア	1	0	1
ドイツ	2	2	4	オランダ	1	0	1
インドネシア	2	2	4	パラグアイ	0	1	1
パキスタン	4	0	4	ポーランド	1	0	1
ルーマニア	1	3	4	シンガポール	0	1	1
ブルガリア	2	1	3	スロベニア	1	0	1
インド	2	1	3	スウェーデン	1	0	1
タイ	0	3	3	ウズベキスタン	0	1	1
				合計	233	254	487

資料：平成21年 木津川市国籍別外国人集計表

施 策 の 方 向 と 具 体 的 施 策

①国際的視野に立った男女共同参画の推進

この地域に暮らす外国人との交流の場や国際交流事業などを充実し、国際的視野に立った男女共同参画の推進を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
105	国際交流事業の推進	社会教育課 他関係各課
106	在住外国人との交流事業の実施及び在住外国人への支援	社会教育課 他関係各課

②国際理解を深めるための学習機会の充実

男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供に努めます。

また、人権を侵害されている外国人女性のさまざまな問題について学ぶ機会の充実を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
107	男女平等意識醸成のための外国人人権に関する学習機会や情報の提供	人権推進課
108	男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供	人権推進課

③男女共同参画による地球環境保全に向けた取組の推進

男女がともに地球環境の悪化による健康などへの影響について認識を深めるとともに、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりに取り組むことができるよう、教育・学習の機会の拡大を図ります。

NO.	具体的施策	担当課
109	環境に配慮した実践活動の推進	まち美化推進課
110	環境問題についての学習機会の提供	まち美化推進課

④平和についての取組の推進

人権が尊重される平和な社会を築くために、非核・平和宣言都市として市民の平和への意識が深まる取組を積極的に推進します。

NO.	具体的施策	担当課
111	非核・平和宣言都市としての取組の推進	人事秘書課 全課

例えばこんな取組をはじめませんか (「市民ワークショップ」のご意見の一部を引用しています)

個人・家庭では…

- 世界の女性が抱えるさまざまな問題について関心を持ちましょう。
- 地域環境の悪化による健康などへの影響の少ないまちづくりについて学習し、環境保全の観点から毎日の生活を見直してみましょう。

地 域 で は…

- 外国人も暮らしやすい環境づくりを進めるため、慣習・文化の多様性を理解しましょう。
- 地域に住む外国人の方とのふれあいの機会をつくりましょう。



第5章

計画の推進

1. 庁内推進体制の整備
2. 市民・事業者等と行政の連携
3. 苦情や意見への対応
4. 関係機関との連携
5. 計画の推進体制
6. 重点プロジェクト
7. 男女共同参画の推進に関する評価指標

1 市内推進体制の整備

(1) 木津川市男女共同参画推進会議による総合調整

市内組織として設置している木津川市男女共同参画推進会議において、計画の実施について相互の調整を行い、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

定期的な会議や研究会を開催し、進捗状況を把握するとともに施策に対する方策検討を行い、着実な推進を図ります。

(2) 木津川市男女共同参画審議会の開催

木津川市男女共同参画審議会の会議を公開とし、広報やホームページで報告するとともに幅広く市民の意見を反映させ、計画の円滑な推進を図ります。

2 市民・事業者等と行政の連携

男女の人権の確立、男女共同参画社会の実現といった人々の生活に密着した課題の取組は、行政の力だけでは達成できません。市民一人ひとりの意識改革や事業者・関係団体などの自主的な取組を促すため、市民・事業者・関係団体などと行政が連携を図りながら施策を進めていきます。

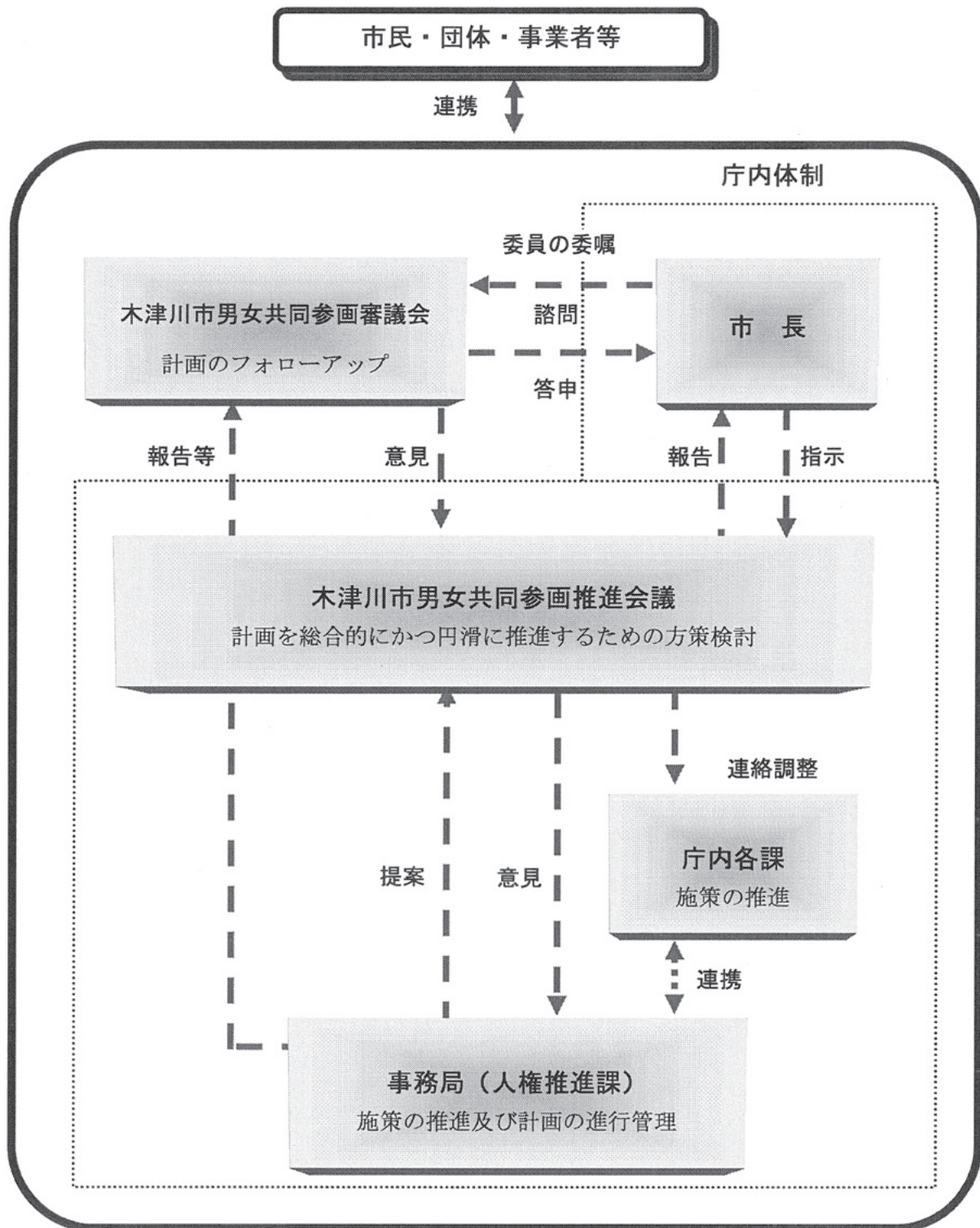
3 苦情や意見への対応

性別による差別や不利益を受けた場合の救済については、人権・行政相談制度、人権擁護機関、女性センター相談などの既存の制度・関係機関と十分に連携しながら、市民の立場に立って相談に応じるとともに、苦情などについても適切に対応します。

4 関係機関との連携

国や京都府・他の地方公共団体との連携を強化し、情報の収集・提供などに努めます。

5 計画の推進体制



6 重点プロジェクト

本計画では、下記の3つのプロジェクトに重点的に取り組み、本市における男女共同参画社会の実現をめざします。

1. 地域を元気にする共同参画の輪プロジェクト

方向性：地域全体で男女共同参画に取り組み、地域の活性化を図ります。

- 主要施策：①「木津川市共同参画会員(仮称)」制度の創設
 ②市民団体等との協働による事業の実施及びネットワークづくりの推進
 ③団塊世代や高齢者の地域活動への参加促進

2. 男女ともに仕事と生活のバランス実現プロジェクト

方向性：男女がともに、自らの希望に応じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくりをめざします。

- 主要施策：①育児休業や介護休業等制度利用促進のための周知・啓発
 ②厚生労働省「ファミリー・フレンドリー企業」・京都府「京の子育て応援企業」奨励のための周知・啓発
 ③保育・介護支援の充実（多様なニーズに応じた保育サービスの充実・介護サービスの充実）
 ④男性の家事参加促進（男性対象料理教室・父親教室等の開催）

3. 木津川市役所率先共同参画プロジェクト

方向性：協働のパートナーである市自らが、男女共同参画のモデル職場となるように率先して取り組みます。

- 主要施策：①男女共同参画に関する研修等の定期的な実施・啓発
 ②木津川市男女共同参画推進会議の定期的な開催
 ③「特定事業主行動計画※」の確実な実施



7 男女共同参画の推進に関する評価指標

この計画では、計画を効果的に推進するために目標値を設定し、取り組んでいきます。

項目	現状値		目標値	評価方法
	(現状値年度)		平成31年度	
審議会等における女性委員の割合	29.3% (平成21年4月現在)		40%	庁内データ
女性委員のいない審議会数	8 (平成21年4月現在)		0	庁内データ
市の女性管理職の登用割合 (課長相当職以上)	16.0% (平成21年4月現在)		30%	庁内データ
市の男性職員の育児休業取得率	男性 0% (平成21年4月現在)		10%	庁内データ
男女共同参画人材リスト登録者数	59人 (平成21年4月現在)		150人	庁内データ
育児期にある女性の労働力率	30～34歳	56.6%(平成17年)	5%以上 増加	国勢調査 (目標年度は平成27年度)
	35～39歳	54.2%(平成17年)		
「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合	34.5% (平成20年)		60%	アンケート調査
「社会全体で男女の地位が平等になった」と感じている人の割合	62.5% (平成20年)		80%	アンケート調査
「男女共同参画社会」の言葉の意味を内容まで知っている人の割合	17.9% (平成20年)		40%	アンケート調査
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を内容まで知っている人の割合	16.2% (平成20年)		40%	アンケート調査
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に対する希望と現実のギャップ値	58.3ポイント (平成20年)		20ポイント 以上 減少	アンケート調査

「次世代育成支援対策推進法」において、特定事業に関する目標事業量の設定が定められています。

本市では次のとおり目標事業量を設定し、達成に向けて取り組んでいきます。

事業名		現状値	目標事業量	
		平成 21 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
通常保育	0～2歳	12カ所	14カ所	14カ所
	3～5歳		13カ所	13カ所
延長保育		12カ所	14カ所	14カ所
一時預かり		4カ所	5カ所	6カ所
休日保育		0カ所	0カ所	1カ所
病後児保育（施設型）		0カ所	1カ所	1カ所
放課後児童クラブ		12カ所	17カ所	17カ所
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター	4カ所	4カ所	8カ所
	つどいの広場	1カ所	2カ所	
ファミリー・サポート・センター		0カ所	0カ所	1カ所

*目標年度（平成 26・29 年度）については、「木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」において定めており、国で定められた目標年度に準じている。

参 考 資 料

1 木津川市市民意見交換会（ワークショップ）の概要

(1) 市民意見交換会の概要

●市民意見交換会の目的

市内で活動している各種団体の方を主な参加者とし、男女共同参画社会についての理解を深め、市の現状や課題を共有し、市民の立場から、木津川市民の意識の向上や自発的な取組を促進するための提案や意見を出し合っていました。

意見交換会の内容を「木津川市男女共同参画計画」に反映させ、計画策定における市民参画を図ることで、本計画をより効果的で実効性の高いものとするを目的として開催しました。

●市民意見交換会の日程・参加状況等

	日程	テーマ	参加状況
第1回	9月25日 (金)	○木津川市の家庭・地域における男女共同参画状況・課題を知ろう！	21名 (女性：17名、男性：4名)
第2回	10月9日 (金)	○男女共同参画で地域をもっと元気にする方法を考えよう！	20名 (女性：16名、男性：4名)

(2) 市民意見交換会風景



(3)男女共同参画を阻んでいると感じる木津川市の課題・問題点(第1回目の主なご意見)

家庭における課題

- ・女性に「育児、介護、家事」の負担が偏っている。
- ・女性は仕事をしていても、家事をしっかりしなければいけないと考えられることが多い。
- ・子どもが小さいうちは「母親」が家にいるべきと考えられることが多い。
- ・介護のために仕事を辞めるのは「女性」と考えられることが多い。
- ・男性が家事をすることは好ましくない(世間体を気にしてなど)と考える人もいる。
- ・女性が外に出たくても、家事が残るので積極的になれない。
- ・「長男の嫁」としての意識に縛られる。
- ・親と同居しているケースが多く、親の考える男女の固定意識に左右される家庭も多い。

仕事・職場における課題

- ・男性の勤務時間が長いので、家庭の時間が十分に持てない。
- ・男性が育児休暇を取りにくい雰囲気がある。
- ・産休や育休の制度が整っている職場が少ない。
- ・女性は、男性に比べて採用されにくい。
- ・職場に女性の管理職が少ない。
- ・周辺に働く場が少なく、市外へ通わないといけない。通勤時間が長くなるため、家事・育児と仕事を両立させることができないので、専業主婦が多い。
- ・職場でコップ洗いなどの雑用は、女性の役割と考える人がいる。

地域における課題

- ・区長や地域でのリーダーは「男性がするものだ」という意識があり、女性を候補にあげることをさえない。
- ・女性が前にでることを良く思わない人が多い(出る杭は打たれる・女性同士の足のひっぱりあい)。
- ・地域の神社のしきたりに男尊女卑が残っている。
- ・地域ではまだ古い習慣や考えがあり、周りの目が厳しい。近所づきあいも大変。
- ・旧町地区によって意識の差がある。

意識面での課題

- ・年齢が高い人の意識が変わらない。
- ・男性・夫の意識が変わらない。
- ・女性自身が萎縮した考え方をしている。
- ・市民が人権に関する講演会や研修会になかなか参加しないので、意識改革ができない。

行政や各種団体等の課題

- ・男性が子育てに積極的に参加できるような機会が設けられていない(父と子の集いなどがない)。
- ・学校の名簿が男女混合名簿ではない。
- ・気軽にいろんな悩みを相談できる機関がないように思う。

(4) 男女共同参画で地域をもっと元気にするアイデア(第2回目の主なご意見)

男女の自立と平等を阻む意識・慣行の見直し

地域	・地域の役割分担を見直す。 ・神事のみを男性とし、他は平等にする。 ・男子らしさ女子らしさという枠をとる。 ・世代間の交流を多く持つことが必要。 ・町内会の役員に女性も参加するべき。 ・女性が外に出ることに男性が理解をする。
家庭	・よく話をする。 ・男らしさ、女らしさの役割について親子で話しあう。 ・夫婦間で協力体制をつくり、各々ができる家事雑用を分担しあっていく。 ・男女を平等に扱う。
事業所	・能力があれば評価されるシステムをつくる。
行政	・啓発活動を行う。 ・男女平等に自由な発言ができ、取り入れられるシステムの確立。

男女共同参画を推進する教育・学習の充実

地域	・男女の問題の前に、人として弱者にどう向かうかという意識から変えていく。 ・地域で、男女共同参画について(昔からの風習を変えるための)学習をする。
家庭	・夫婦間で相手を尊重する。 ・男女の問題の前に、人として弱者にどう向かうかという意識から変えていく。
行政	・学校で男女共同参画の授業を取り入れる。 ・男女の差をなくすため、学校教育の中で共同で何かをする機会を多く持つ。

働く場での男女共同参画の推進

家庭	・家庭と仕事の両立を阻む環境などをなくす。
事業所	・育児休暇や介護休暇の取得のため、当てはまる人に定期的に確認する。 ・フリーター、ニート対策のため、雇用のバラエティを増す。 ・勤務時間を自由に決められるようにする。 ・雑用を分担・平等化する。 ・残業が多い企業にペナルティを科す。 ・性差を考慮した人事配置。
行政	・育児休暇を男女とも義務化する。 ・男女共同参画について強制力を伴う国の法を整備する。 ・相談窓口の設置。

男女間のあらゆる暴力の根絶

地域	・地域ぐるみで防犯活動を行う。
家庭	・家庭の食育からキレやすい若者を減らす。 ・女性に収入がないために暴力に耐えていると思うので、経済力をつける。 ・最近よく「キレル」という言葉をきくが、相互の話をしっかりと聞いて理解すること。
事業所	・人権学習や(セクハラなど)意識づくりの啓発。
行政	・DV などに対する相談体制の充実。

仕事と生活の両立支援

地域

- ・ 年齢制限などの条件付きで子育てを支援する施設を設ける。
- ・ 親子で遊べる場所（公園など）の整備。

家庭

- ・ 家事分担表を作成する。
- ・ 家庭（家計）経営のやり方を夫婦でよく話しあい、計画する。
- ・ お父さんのクッキングデーを決める。
- ・ 家事を一つの仕事と認識し、男女や家族で分担しあう意識をつくる。
- ・ 家事を分担したり、男女固定していたものを入れ替わりやってみる。

事業所

- ・ 仕事内容が偏らないように見直す。

行政

- ・ 家事を一つの仕事と認識し、男女や家族で分担しあう意識をつくる。
- ・ 親子で遊べる場所（公園など）の整備。
- ・ 運動会などのスポーツ振興を通じて父子参加の場をつくる。
- ・ 家庭（家計）の運営を夫婦でよく話しあい、計画することを促す。
- ・ すぐに利用できる介護サービスと施設をつくる。
- ・ 老人が気軽に利用できるサービスの種類がわかりやすいパンフを配布する。
- ・ 子どもが熱や病気の際、預かってくれる場所を増やす。
- ・ 能力開発、職場復帰のためのセミナーや訓練の場を増やす。

政策・方針決定過程への男女共同参画

地域

- ・ 女性自身が恐がらずに社会へ出て行く。

家庭

- ・ 夫婦、親子、家族で問題点を話しあう。

事業所

- ・ アンケートをとったり、常にみんなの声を聴ける状態にする。

行政

- ・ 各委員、女性の定員の数値目標を定めて登用していく。女性のいない委員会をつくらない。

地域社会における男女共同参画の推進

地域

- ・ 自分から会議や集会に出る。
- ・ 男女共同参画の視点からみた、しきたりについての勉強会を開く。
- ・ 各種団体などの役員は男女同数にする。
- ・ 家事、育児などの社会化、合理化。
- ・ 自治会（地域）などで男女共同参画を取り上げてもらう。

家庭

- ・ 社会活動に参加できる時間などの確保。

行政

- ・ 多くの女性意見を反映するため、各委員に女性を登用する。
- ・ 自治会（地域）などで男女共同参画を取り上げてもらい、PRをする。
- ・ 男女のあらゆる世代や働いている女性の参画が少ないので呼びかける。
- ・ なぜ、男女共同参画が必要なのか、学習の機会や学校教育の中で実施。
- ・ 女性委員の枠を決めて、全体数に当てる。
- ・ 社会的経験の少ない女性の学習の機会（場）を持つ。

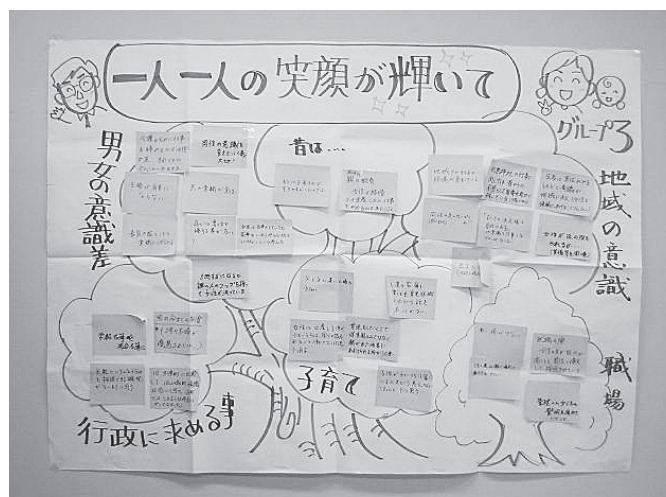
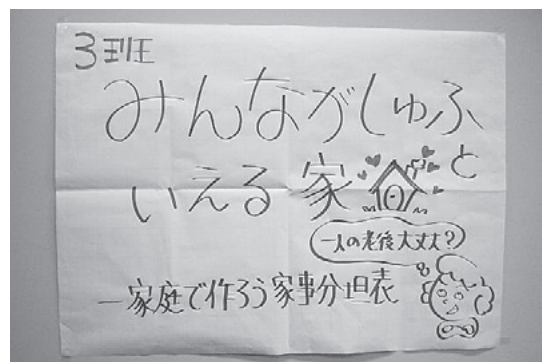
生涯を通じた健康づくり

地域	・ 地域で体力測定会などを行う。
家庭	・ うす味にしたり、バランスの取れた食事と散歩などを取り入れる。 ・ 妊娠、出産のよこびを夫婦で感じるために、検診など医者へ一緒に行く（立会い出産）。 ・ 体に異常を感じたら人に相談し、（より身近なところで）アドバイスを受けると思う。 ・ 健康のため、その場でできる体操をする。 ・ 子育て、食育など、女性の負担が多い。
事業所	・ 妊娠、出産、夫婦で行動できる制度の充実、保障（医者への通院、出産に伴う休暇の完全保障） ・ 「労働基準法」の順守
行政	・ 学校で生涯を通じた健康づくりの内容を授業に取り入れていく（特に性同一性障害）。 ・ 妊娠、出産に対する法の整備（休暇の完全実施保障）。 ・ 母体保護をおいてきぼりにしない、男女共同参画社会の取組をする（性差があるということの学習）。 ・ 男性の更年期（自殺の原因）に関する学習、啓発。 ・ 低年齢化しつつある HIV などの性教育、命の大切さの教育の実施。

支援が必要な家庭

地域	・ あいさつ運動。 ・ 地域で各家庭への声掛けや見守りの呼びかけをする。 ・ お花を植える（声かけのきっかけ）。 ・ 気楽に相談できる場所をつくる。 ・ 近所で、お年寄りも幼い子どもも集まれる場所があれば良い。
事業所	・ カウンセラーの配置。
行政	・ 気楽に相談できる場所をつくる（子育ての悩みなど）。 ・ 母子だけでなく、父子家庭への支援。

【グループワークまとめ】



2 「男女共同参画社会基本法」

(平成11年 6 月23日法律第78号)

改正 平成11年 7 月16日法律第102号

平成11年12月22日同第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による

差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

参 考 資 料

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （１）男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- （２）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- （３）前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- （４）政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （１）内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - （２）男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

参 考 資 料

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日)

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

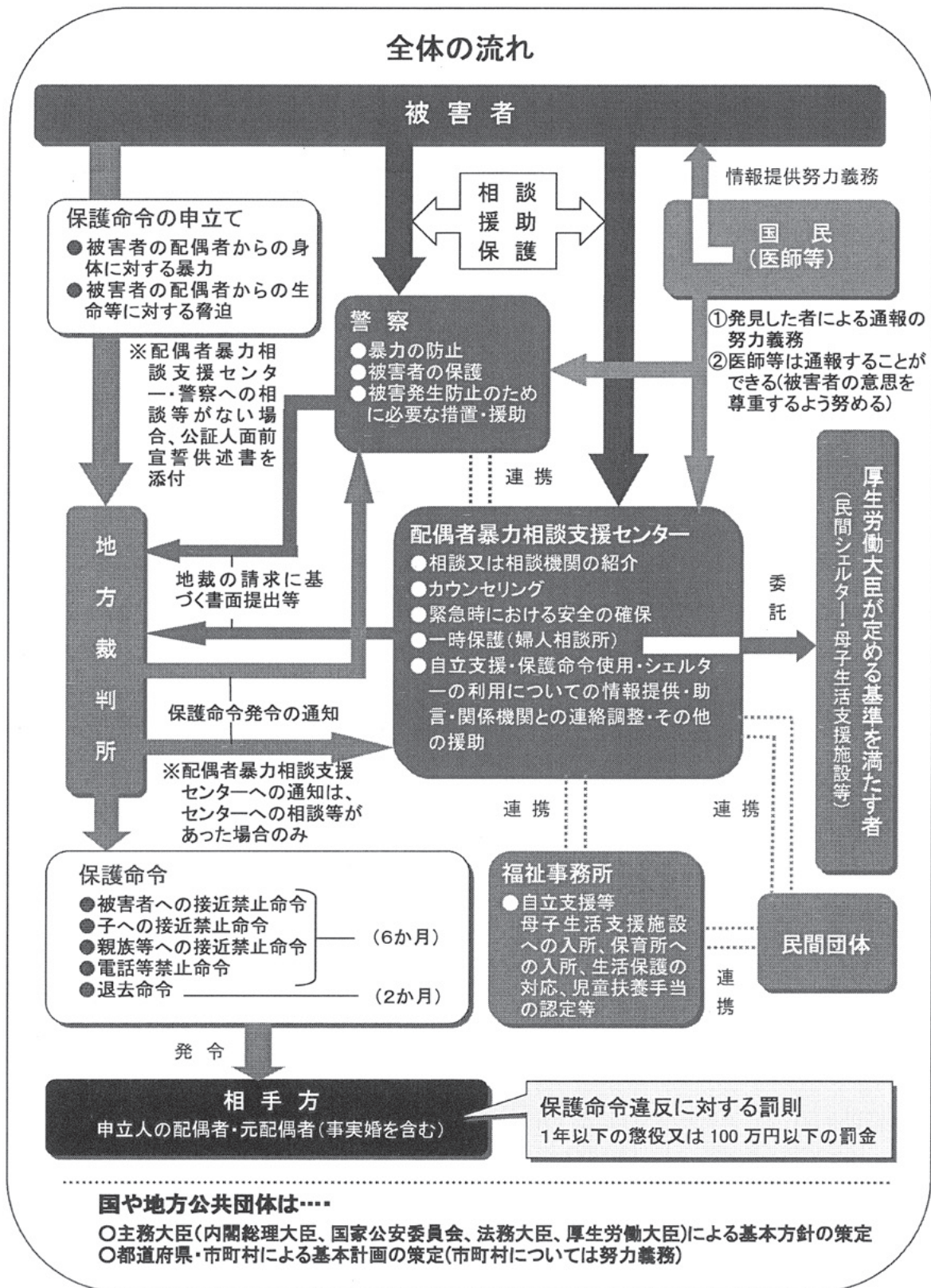
附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

3 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の概要



資料: 内閣府男女共同参画局

4 「木津川市男女共同参画推進条例」

平成19年 3 月12日条例第142号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第19条）

第4章 木津川市男女共同参画審議会（第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

木津川市は、木津川の豊かな流れと丘陵や田園の美しい緑のもと、独自の文化と歴史を育んできた。これらの歴史的資質と、関西文化学術研究都市としての資源との連携・調和を図り、地域特性を生かしながら新しい発想で、すべての人々がいきいきとくらせる、人にやさしいまちとなるよう男女共同参画社会の実現をめざした施策を推進してきた。しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は根強く、男女の平等な参画への妨げとなっている。

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男性と女性は、等しく個人として尊重され、ともにひとりの人間としての尊厳が重んじられなければならない。男女共同参画社会の実現は、すべての人がその人権を尊重しあい、社会のあらゆる分野において男女が性別にかかわらず、喜びも責任も分かち合い、ともに輝くまちづくりを進めるために重要である。

ここに、男女共同参画の推進に関し、基本理念等を定め、その取組を市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を目指した施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- （4）ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）をいう。
- （5）事業者 市内において、営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女共に個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されること、性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭や地域、学校、職場その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産に関し双方の意思が基本的に尊重され、生涯を通じてともに健康な生活を営み、子供の養育、介護その他家庭生活における活動と、職業生活その他の社会生活における活動とがともに円滑に行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、京都府その他の地方公共団体と連携し、協力して取り組むよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、雇用の分野において、男女が職場における活動に対等に参画する機会及び待遇を確保するよう努めるとともに、職業生活における活動と当該活動以外の家庭生活における活動その他の活動とを円滑に行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 すべての人は、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(情報に関する留意)

第8条 市は、市が作成し、広く市民に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び配偶者等に対する暴力的行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないものとする。

2 市民、事業者は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

参 考 資 料

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第20条第1項に規定する木津川市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行わなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 市は、法令等により設けられた委員、委員会、審議会、審査会及びこれらに準ずるものの構成員の任命又は委嘱については、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均等を図るよう努めるものとする。

2 市は、職員の登用及び職域の拡大については、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画)

第11条 市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、男女が個人として能力を発揮する機会の確保のため、生涯を通じた職業能力の形成及び開発、円滑な再就職を支援するために必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときには、事業者に対し男女共同参画の推進に関する取組の状況について報告を求めることができる。

(個人で営む事業における男女共同参画)

第12条 市は、農業及び商工業等の分野における個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と職業生活における活動の両立等)

第13条 市は、男女が家庭生活における活動と職業生活における活動の両立を図ることができ、地域社会に参加することができるよう必要な支援及び環境の整備に努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第14条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深め、情報を主体的に読み解くための能力の向上が図られるよう、情報及び学習機会の提供、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(拠点の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情の処理等)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民又は事業者からの苦情の申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による苦情の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、次条第1項に規定する木津川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- 3 市長は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る市民又は事業者からの相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 木津川市男女共同参画審議会

(木津川市男女共同参画審議会)

第20条 第9条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議をするため、木津川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第20条第6項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

5 「木津川市男女共同参画推進条例施行規則」

平成19年3月12日規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市男女共同参画推進条例（平成19年木津川市条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(苦情申出の方式)

第3条 条例第19条第1項の苦情の申出（以下「申出」という。）への対応については、市長に苦情申出書（別記様式第1号）の提出を求めて行うものとする。

(苦情申出書受理時の処理)

第4条 市長は、苦情申出書が提出された場合において当該申出の内容が次のいずれかに該当するもの以外のものであるときは、当該申出について条例第19条第1項の措置の必要性についての判断（以下「苦情申出に対する判断」という。）を行うものとする。

(1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの

(2) 現に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの

(3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの

(4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

2 申出が不適法であって補正をすることができないものであるとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、市長は、申出人に対し、書面により、その旨及び苦情申出に対する判断を行わない旨を苦情申出不処理通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(審議会への意見聴取の諮問)

第5条 市長は、申出が適法であり、かつ、その内容が前条第1項各号に該当しないときは、木津川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に対し、条例第19条第2項の規定により、当該申出に対する意見を求めることができる。

2 市長が、前項の規定による諮問をするときは、申出に係る施策の内容及び実施状況並びに申出に係る事案の事実経過について調査し、その結果を記載した書面を審議会に送付するものとする。この場合において、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、市長は、当該執行機関に依頼して必要な調査を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による諮問をしたときは、申出人に対し、その旨を苦情申出に係る諮問通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

(申出人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、申出に係る施策に関し、申出人及び申出に係る市の執行機関（以下「申出人等」という。）並びに関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(意見書の提出)

第7条 申出人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(意見の陳述)

第8条 審議会は、申出人等から申立てがあったときは、当該申出人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付)

第9条 審議会は、答申書を市長に送付して意見を述べるものとする。

2 市長は、審議会から答申書が送付された場合において、当該答申書に記載された意見が他の執行機関と関係があるときは、答申書の写しを当該執行機関に送付するものとする。

(市長等の措置)

第10条 市長は、審議会の答申書を受理したときはこれを尊重し、かつ、事案の内容に即して、苦情申出に対する判断を行う。

2 条例第19条第1項の市長が行う措置は、施策の変更、施策に関する取扱いの是正、施策に関する検討その他の措置とする。また、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、当該執行機関に対して適切な措置を講じる。

3 市長以外の執行機関は、前項の依頼があったときは、これに対する措置の有無及び講じた措置の内容を市長に報告しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する措置を講じたとき及び前項に規定する報告があったときは、申出人に対しその内容を苦情申出に係る措置決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

5 市長は、条例第19条第1項の措置の必要性がないと判断したときは、申出人に対しその旨を苦情申出に係る不措置決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(関係人の出席等)

第11条 審議会は、第6条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(男女共同参画審議会)

第12条 条例第20条第5項に規定する審議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 公募に応じた住民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(役職)

第13条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、生活環境部人権推進課において処理する。

(委任)

第16条 第6条から第9条まで、第12条及び第13条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月12日から施行する。

様式（省略）

6 木津川市男女共同参画計画策定経過

年月日	名称	主な内容
平成 20 年 5 月 8 日	平成 20 年度第 1 回木津川市男女共同参画審議会	・計画策定に係る市民アンケート調査概要及び策定スケジュールについて
平成 20 年 9 月 12 日	平成 20 年度第 2 回木津川市男女共同参画審議会	・計画策定に係る市民アンケート調査内容について
平成 20 年 10 月 24 日 ～11 月 10 日	男女共同参画に関する市民アンケート調査	・16 歳以上の市民 3,000 人 ・有効回答数 1,616 件、有効回答率 53.9%
平成 21 年 3 月 13 日	平成 20 年度第 3 回木津川市男女共同参画審議会	・計画策定に係る市民アンケート調査結果報告について
平成 21 年 6 月 4 日	平成 21 年度第 1 回木津川市男女共同参画審議会	・計画策定概要及び策定スケジュールについて
平成 21 年 7 月 28 日	平成 21 年度第 1 回木津川市男女共同参画推進会議	・男女共同参画計画の策定趣旨について ・庁内関係課関連施策・事業調査について
平成 21 年 8 月 5 日 ～8 月 25 日	男女共同参画に関する関係団体アンケート調査	・男女共同参画に関連する市内の 32 団体 ・回収数 23 団体、回収率 71.8%
平成 21 年 8 月 26 日 8 月 28 日、9 月 1 日	庁内関係課ヒアリング調査	・男女共同参画計画に係る関連施策・事業の推進状況等調査実施
平成 21 年 8 月 28 日	平成 21 年度第 2 回木津川市男女共同参画審議会	・木津川市男女共同参画計画の策定について、市長から諮問 ・計画策定方針及び現状と課題について
平成 21 年 9 月 25 日	第 1 回市民意見交換会	・テーマ：木津川市の家庭・地域における男女共同参画状況・課題を知ろう！
平成 21 年 9 月 30 日	平成 21 年度第 2 回木津川市男女共同参画推進会議	・施策・事業の推進状況等調査結果について
平成 21 年 10 月 9 日	第 2 回市民意見交換会	・テーマ：男女共同参画で地域をもっと元気にする方法を考えよう！
平成 21 年 11 月 4 日	平成 21 年度第 3 回木津川市男女共同参画審議会	・庁内調査進捗状況調査結果、団体アンケート調査結果、市民意見交換会開催結果報告について ・計画骨子案について

年月日	名称	主な内容
平成 21 年 12 月 16 日	平成 21 年度第 3 回木津川市 男女共同参画推進会議	・ 計画中間原案について
平成 21 年 12 月 18 日	平成 21 年度第 4 回木津川市 男女共同参画審議会	・ 計画中間案について ・ 計画愛称募集について
平成 22 年 1 月 6 日	木津川市男女共同参画審議 会 中間案答申	・ 木津川市男女共同参画計画（中間案）の策定 について、市長に答申
平成 22 年 1 月 19 日	木津川市政策会議	・ 計画中間案及び今後の予定の確認について
平成 22 年 1 月 25 日 ～2 月 23 日	パブリックコメント	・ 計画中間案についてパブリックコメントを実施 ・ 意見提出者 2 人、意見数 13 件
平成 22 年 3 月 4 日	平成 21 年度第 4 回木津川市 男女共同参画推進会議	・ パブリックコメントに対する意見及び市の考え 方について
平成 22 年 3 月 10 日	平成 21 年度第 5 回木津川市 男女共同参画審議会	・ パブリックコメントに対する意見及び修正につ いて ・ 計画答申案について ・ 計画愛称選考について
平成 22 年 3 月 18 日	木津川市男女共同参画審議 会 答申	・ 木津川市男女共同参画計画策定について、市 長に答申

7 木津川市男女共同参画審議会委員名簿

任期 平成 21 年 5 月 21 日～平成 23 年 3 月 31 日

分類		氏 名	役職等
第一号委員	学 識 経 験 者	◎有 賀 やよい	医師（神経内科）
		岡 田 美紀子	木津川市校園長会代表
第二号委員	市 民	尾 崎 田 鶴	木津川市女性問題アドバイザー
第三号委員	各種団体の 代表者	河 村 穆	木津川市農業委員会会長
		山 本 貢	木津川市木津町商工会会長
第四号委員	公募に応じた市民	三 浦 喜代美	人材リスト
		浅 田 武 之	人材リスト
		尾 崎 知永子	人材リスト
		○廣 野 浩	人材リスト
		本 莊 博 江	人材リスト

順不同、敬称略
◎会長、○副会長

8 「木津川市男女共同参画推進会議設置要綱」

平成19年3月12日告示第72号

(設置)

第1条 木津川市男女共同参画推進条例（平成19年木津川市条例第142号）第9条第1項に規定する男女共同参画に係る基本計画の実施について、男女共同参画の視点から検討し、関係各課相互間の事務の綿密な連絡を図るとともに、男女共同参画社会の形成の推進に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、木津川市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に定める事務を所掌する。

- (1) 各課における男女共同参画推進のための連絡及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の推進に関する木津川市行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に向けた施策に関すること。

(組織及び職務)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充て、副会長は、生活環境部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、市長が任命する者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が必要と認めるときに開催する。

- 2 推進会議の議事の進行及び整理は、会長が行う。
- 3 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 推進会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会員は、市職員のうちから会長が任命する。

(研究会)

第6条 推進会議に、行動計画の策定及び推進に必要な実務的事項の調査及び研究を行うための男女共同参画推進研究会（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

- 2 ワーキンググループは、実務担当職員及び公募職員のうちから会長が指名する者並びに男女共同参画係長をもって充てる。
- 3 ワーキンググループは、必要に応じて専門的事項を協議するためのチームを置くことができる。
- 4 ワーキンググループ会議は、必要に応じて男女共同参画係長が招集する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生活環境部人権推進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年3月12日から施行する。

9 「木津川男女共同参画人材リスト登録事業実施要綱」

平成19年3月12日告示第73号

(目的)

第1条 この告示は、木津川市男女共同参画人材リスト（以下「人材リスト」という。）を作成することにより、本市の審議会等委員の男女構成比の均等の確保をはじめ各種講座等の講師選定その他男女共同参画社会を推進するために特に必要と認められる事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 登録事業の実施主体は、木津川市とする。

(管理者)

第3条 人材リストの管理者は、人権推進課長とする。

(登録対象者)

第4条 人材リストの登録対象者は、満20歳以上の者で、市内に居住し、若しくは通勤し、又は市内に活動の場を有し、かつ、次の各号のいずれかの条件に該当するものとする。

(1) 仕事、研究、芸術、スポーツその他の分野で専門的な知識若しくは活動実績のある者又は有識者若しくは有資格者

(2) 市政及び地域の発展に意欲及び関心がある者

(登録方法)

第5条 前条に規定する登録対象者に該当する者であつて、人材リストに登録しようとする者は、男女共同参画人材リスト登録（登録変更）票（別記様式。以下「登録票」という。）を市長に提出するものとする。

(登録の期間等)

第6条 人材リストの登録の期間は、登録した日から登録者から登録の抹消の申出があつた日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第4条に規定する登録対象者に該当しなくなつたと認めるときは、当該登録者の登録を抹消することができる。

(活用範囲の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、人材リストを活用することができる。

(1) 庁内審議会、委員会等の委員の人選をするとき。

(2) 研修会、講演会等の講師等の人選をするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(情報の提供の制限)

第8条 人材リストの情報の提供は、登録者の希望する活用範囲での利用を行う場合に限り行うものとする。

(情報の管理)

第9条 人材リストに登録した情報の管理は、次に定めるところにより適正に行うものとする。

(1) 登録票及び人材リストに係る個人情報、木津川市個人情報保護条例（平成19年木津川市条例第8号）の規定に基づき管理するものとする。

(2) 人材リスト内容の更新は、変更の申請があつた時点で随時行うものとする。

(補則)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の木津町男女共同参画人材リスト登録事業実施要綱（平成17年木津町告示第26号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

参 考 資 料

別記様式（第5条関係）

受付番号

男女共同参画人材リスト登録（登録変更）票

木津川市長 様

年 月 日

申請者

木津川市男女共同参画人材リスト登録事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり

木津川市男女共同参画人材リストに登録します。

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日	性別	
住 所	〒				
電 話		F A X			
E—m a i l					
勤 務 先 名 (住所・電話番号 など)					
登 録 分 野	☐ 男女共同参画 ☐ 教育 ☐ 医療・保健 ☐ 福祉 ☐ 法律 ☐ 経済 ☐ 報道関係 ☐ 農業 ☐ 芸術 ☐ スポーツ ☐ 環境 ☐ 消費生活 ☐ 建築 ☐ 地域活動 ☐ その他（ ）				
登録分野の活動内容及び経歴、資格等（※できるだけ詳しくお書きください。）					
現在参加されている団体名等					
直近5年間の市の審議会等委員歴（名称、委嘱期間）					
専門技術・資格等					
活動範囲の確認（※要望するすべての番号に○をつけてください。）	1 木津川市の審議会・委員会等の委員の人選をするとき。 2 研修会、講演会等の講師等の人選をするとき。 3 その他市長が必要と認めるとき。				

10 男女共同参画に関する年表

年代	国連の動き	日本の動き	京都府の動き	木津川市の動き
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	○「婦人問題企画推進 本部」設置 ○「婦人問題企画推進 会議」設置 ○「婦人問題担当室」 設置		
1976年 (昭和51年)	○「国連婦人の十年」始 まる(～1985年)			
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策 定 ○「国立婦人教育会館 (現国立女性教育 会館)」開館	○女性政策担当窓口 の設置 ○「京都府婦人関係 行政連絡会」設置 ○「京都府婦人問題 協議会」設置	
1979年 (昭和54年)	○国連第34回総会「女 子差別撤廃条約」採択		○「京都府婦人大学」 開設 ○「京都府婦人対策 推進会議」設置	
1980年 (昭和55年)	○「国連婦人の十年」中 間年世界会議(コペン ハーゲン) 「国連婦人の十年後 半期行動プログラム」 採択			
1981年 (昭和56年)		○「民法」一部改正施 行 ○「国内行動計画後期 重点目標」策定	○「京都府婦人の船」 実施 ○「婦人の地位の向 上と福祉の増進を 図る京都府行動計 画」策定・公表	
1982年 (昭和57年)			○「京都府婦人海外 研修」実施	
1984年 (昭和59年)	○「国連婦人の十年」世 界会議のためのエス キャップ地域政府間 準備会議(東京)			
1985年 (昭和60年)	○「国連婦人の十年」最 終年ナイロビ世界会 議 「西暦2000年に向け ての婦人の地位向上 のためのナイロビ将 来戦略」採択	○「国籍法」及び「戸 籍法」改正施行 ○「男女雇用機会均等 法」公布 ○「女子差別撤廃条 約」批准	○ナイロビ世界会議 NGOフォーラムへ 女性を派遣 ○国連婦人の十年最 終年記念大会ー京 都女性のフォーラ ム'85ー開催	
1986年 (昭和61年)		○「婦人問題企画推進 本部」拡充 ○「婦人問題企画推進 有識者会議」開催 ○「男女雇用機会均等 法」施行 ○「国民年金法」一部 改正施行		[旧木津町] ○木津町福祉会館(働 く婦人の家、老人福 祉センターB型)開 館
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向け ての新国内行動計 画」策定	○「京都府婦人関係行 政推進会議」発足 ○「京都府婦人問題 検討会議」設置	
1989年 (平成元年)		○学習指導要領の改 訂(高等学校家庭科 の男女必修など)	○「KYOのあけぼのプ ラン」策定・公表 ○「女性政策課」設置 ○「女性政策推進本 部」設置 ○「京都府女性政策推 進専門家会議」設置	

参 考 資 料

年代	国連の動き	日本の動き	京都府の動き	木津川市の動き
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会 「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来 戦略に関する第1回 見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向け ての新国内行動計 画(第1次改定)」 策定 ○「育児休業法」公布 (1992年施行)		
1993年 (平成5年)	○国連第48回総会「女 性に対する暴力の撤 廃に関する宣言」採択	○「パートタイム労働 法」施行		
1994年 (平成6年)	○国際人口・開発会議 (カイロ) 「行動計画」採択	○「男女共同参画室」 設置 ○「男女共同参画審議 会」設置(政令) ○「男女共同参画推進 本部」設置		
1995年 (平成7年)	○第4回世界女性会議 (北京) 「北京宣言及び行動 綱領」採択	○「育児休業法」改正 (介護休業制度の 法制化)	○「京の女性史」発 刊 ○第4回世界女性会 議NGOフォーラム へ代表団を派遣	〔旧木津町〕 ○福祉課に「女性政策 係」設置
1996年 (平成8年)		○「男女共同参画推進 連携会議」発足 ○「男女共同参画2000 年プラン」策定	○「KYOのあけぼのプ ラン」改定 ○「京都府女性総合 センター(現京都 府男女共同参画セ ンター)」設置	〔旧木津町〕 ○職員対象に実態調 査を実施
1997年 (平成9年)		○「男女共同参画審議 会」設置(法律) ○「男女雇用機会均等 法」改正 ○「介護保険法」公布		〔旧木津町〕 ○働く婦人の家に「女 性政策係」設置 ○住民対象に実態調 査を実施
1998年 (平成10年)				〔旧木津町〕 ○「女性施策推進會 議」設置 ○町内企業に実態調 査を実施
1999年 (平成11年)		○「男女共同参画社会 基本法」公布・施行		〔旧木津町〕 ○「男女共同参画推進 會議」設置 ○「男女共同参画推進 懇話会」設置
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性 2000年會議」(ニュー ヨーク) 「政治宣言」「成果文 書」採択	○「男女共同参画基本 計画」策定 ○「ストーカー行為等 の規制等に関する 法律」公布・施行		〔旧木津町〕 ○「キラリさわやかプ ランー男女共同参 画社会をめざす木 津町行動計画」策定
2001年 (平成13年)		○「男女共同参画會 議」設置 ○「男女共同参画局」 設置 ○「配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護に関する法 律」公布・施行 ○第1回「男女共同参 画週間」 ○閣議決定「仕事と子 育ての両立支援策 の方針について」	○「京都府男女共同 参画計画ー新KYO のあけぼのプラン 」策定	〔旧木津町〕 ○木津町立小中学校 男女混合名簿導入

年代	国連の動き	日本の動き	京都府の動き	木津川市の動き
2002 年 (平成 14 年)		○「育児・介護休業法」 改正施行		〔旧木津町〕 ○職員対象に実態調 査を実施
2003 年 (平成 15 年)		○「少子化対策基本 法」「次世代育成支 援対策推進法」施行 ○「女性のチャレンジ 支援策の推進につ いて」男女共同参画 推進本部決定		〔旧木津町〕 ○住民対象に実態調 査を実施 〔旧加茂町〕 ○「加茂町男女共同 参画基本条例」制定
2004 年 (平成 16 年)		○「配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護に関する法 律」改正	○「京都府男女共同 参画推進条例」施 行 ○「京都府男女共同 参画審議会」設置	〔旧木津町〕 ○働く婦人の家を女 性センターに名称 変更 ○「男女共同参画の視 点から考える表現 の手引き」作成 ○「木の津ふるさと体 験集～女性の生き 方から学ぶ～」作成 〔旧加茂町〕 ○「加茂町男女共同 参画審議会条例」制定
2005 年 (平成 17 年)	○第 49 回国連婦人の地 位委員会「北京+10」 閣僚級会合(ニューヨ ーク)	○「女性の再チャレ ンジ支援プラン」策定 ○「男女共同参画基本 計画(第 2 次)」策定	○「女性発・地域元 気力『わくわく』 プラン」策定	〔旧木津町〕 ○「第 2 次キラリさ わやかプランー木津 町男女共同参画計 画」策定
2006 年 (平成 18 年)		○「男女雇用機会均等 法」改正 ○「女性の再チャレ ンジ支援プラン」改定 ○「国の審議会等にお ける女性委員の登 用の促進について」 男女共同参画推進 本部決定	○「配偶者等からの 暴力の防止及び被 害者の保護・自立 支援に関する計 画」策定 ○「新 KYO のあけぼ のプラン後期施策 の重点項目及び数 値目標」策定	〔旧木津町〕 ○町内企業に実態調 査を実施 ○「木津町男女共同 参画推進条例」制定 ○「木津町男女共同 参画審議会」設置
2007 年 (平成 19 年)		○「配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護に関する法 律」改正 ○「仕事と生活の調和 憲章」「仕事と生活 の調和と推進のた めの行動指針」策定		○旧木津町・旧加茂 町・旧山城町の合併 により、木津川市誕生 ○「木津川市男女共同 参画推進条例」制定 ○「木津川市男女共同 参画推進会議」設置 ○「木津川市男女共同 参画審議会」設置
2008 年 (平成 20 年)		○「女性の参画加速プ ログラム」策定	○「ワークライフバ ランス専門部会」 設置	○「木津川市男女共同 参画に関する市民ア ンケート調査」実施
2009 年 (平成 21 年)			○「配偶者等からの 暴力の防止及び被 害者の保護・自立 支援に関する計 画」改定	○「木津川市男女共同 参画計画策定のた めの市民意見交換 会」開催 ○「木津川市男女共同 参画計画」策定

11 用語の解説

	用 語	説 明
あ行	育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。 労働者が申出を行うことによって育児休業（父母ともに1歳2か月に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。
	H I V／エイズ (human immunodeficiency virus / acquired immune-deficiency syndrome)	エイズとは、H I Vウイルスに感染し、発病するとA I D S（後天性免疫不全症候群）という慢性難治性疾患になることをいいます。異性間の性行為においては、男性より女性の方が感染しやすく、日本の女性の感染者・患者は、夫からの感染による場合が多く、また、出産や母乳などによる母子感染もあります。
	N P O (Non Profit Organization)	教育、文化、医療、福祉、国際協力など、さまざまな社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織（法人格の有無は問わない）のことをいいます。
か行	家族経営協定	家族経営が中心のわが国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、意欲を持って取り組めるようにするため、家族の皆が話しあって方針、報酬、労働時間、休日、経営の移譲などの世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものをいいます。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に生む平均の子ども数を表します。これが、およそ2.08を割った状態が継続すると、いずれ人口減少がはじまるといわれています。
	固定的な性別役割分担意識	「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のことをいいます。
さ行	ジェンダー (gender)	社会的・文化的に形成された男女の性別による差異をいいます。生物学的な性別を意味するセックスと区別して使われます。
	次世代育成支援対策推進法	平成27年(2015年)3月末までの時限立法。次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境整備や取組を国・地方公共団体・事業主が積極的に進めようというもので、市や県は、地域における子育て支援・仕事と家庭の両立の推進などについて、5年ごとに行動計画を策定しなければなりません。また、事業主においても、従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定しなければなりません。

	用 語	説 明
	女子差別撤廃条約	正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といいます。昭和 54 年（1979 年）に国連で採択され、日本は「男女雇用機会均等法」など国内法の整備をした後、昭和 60 年（1985 年）に批准しました。この条約では、あらゆる分野における性差別を撤廃するために、法律などを定め、既存の法律、慣習などを修正又は廃止することなどが定められています。
	女性 2000 年会議	第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後 5 年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、さらなる行動とイニシアティブを検討するため、平成 12 年（2000 年）にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。
	女性のエンパワーメント	女性一人ひとりが政治・経済・家庭などのあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力や能力を発揮することをいいます。ネットワークを広げたり、社会参画することなども含まれます。
	ストーカー （ストーカー規制法）	特定の相手に対し、つきまといや待ち伏せなどの行為を繰り返す人のことをいいます。「ストーカー規制法」とは、正式には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」といいます。ストーカー行為等を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置などを定めることにより、身体、自由、名誉、生活の安全と平穏をストーカー行為の被害から守ることを目的としています。
	世界行動計画	昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年メキシコ会議で採択されました。固定的性別役割分担の社会通念打破に挑み、その後の女性の状況と意識改革に大きな影響を与えるものとなりました。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれます。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていることが多く、単に雇用の場のみならずさまざまな生活の場でおこりえるものです。
	積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。（例えば、審議会について、女性委員の登用を計画的に進めていくことなどもその一つです）
た行	男女共同参画会議	平成 13 年（2001 年）1 月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つです。内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣 12 名と内閣総理大臣の任命する有識者 12 名により構成されています。

	用 語	説 明
	男女共同参画基本計画	「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。また、都道府県及び市町村も区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとされています。
	男女共同参画局	平成 13 年（2001 年）1 月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整などを担う機関として内閣府が設置されました。この内閣府で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られました。男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画基本計画」に基づき施策を推進しています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいいます。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにするとともに、その方向性を示し、国・地方公共団体、国民が男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年（1999 年）6 月 23 日公布・施行されました。
	男女共同参画週間	男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年（1999 年）6 月 23 日法律第 78 号）」の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年（2001 年）度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」と定めています。
	男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇の確保などを目的にする法律です。募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでのすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。
	特定事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、国や地方公共団体は事業主として策定することとされた計画で、職員が子育てをしながら安心して仕事ができるような雇用環境の整備、その他の取組をいいます。

	用 語	説 明
な行	ナイロビ将来戦略	正式には「西暦 2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」といいます。「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和 60 年 (1985 年) にケニアのナイロビにおいて開催された世界会議で採択されました。あらゆる角度から女性問題を分析し、女性の地位向上のための障害を克服する国内措置を詳しく示唆するものとなっています。
	ノーマライゼーション (Normalization)	高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべて人間として普通 (ノーマル) の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きる社会こそ、ノーマルであるという考え方をいいます。
は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。 平成 13 年 (2001 年) 制定、平成 16 年 (2004 年) 改正、平成 20 年 (2008 年) 1 月に改正施行され、主な改正のポイントとしては、保護命令制度の拡充や市町村基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターに関する改正、裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知がされるようになりました。
	パートタイム労働法	正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といいます。平成 5 年 (1993 年) 6 月制定、12 月施行されました。この法律では、パートタイム労働者に対する雇用改善などが事業主の努力義務として定められています。
	パートナーシップ (partnership)	互いを自立した主体的存在として認めあい、対等な立場で連携・協力しあう関係、共存・共生できる関係をいいます。
	パブリックコメント (public Comment)	市民生活に広く影響を及ぼす市民の基本的な計画や条例などを立案する過程において、これらの案の趣旨、内容など公表し、当該案について市民などから提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいいます。
	バリアフリー (barrier free)	障害者などが社会生活をしていく上で、行動の妨げになる障壁 (バリア) を取り除き、暮らしやすい環境をつくる考え方をいいます。最近では社会的、制度的、心理的及び精神面での障壁 (バリア) をなくす意味でも使われます。
	北京宣言及び行動綱領	平成 7 年 (1995 年) に北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択されたもので、21 世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示しています。これは「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ (予定表)」として位置づけられ、12 の重大問題領域をあげ、それぞれについて戦略目標と、とるべき行動が提示されています。
	メディア・リテラシー (media literacy)	メディア (新聞、雑誌、テレビ、インターネットなど) からの情報や内容を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。メディアの技術的活用、批判的受容、能動的表現という 3 要素のバランスが肝要とされています。
や行	ユニバーサルデザイン (universal design)	「すべての人のためのデザイン (構想、計画、設計)」を意味します。年齢、性別、身体、言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすく、すべての人に配慮した環境、建物、製品などのデザインをしていこうという考え方をいいます。

参 考 資 料

	用 語	説 明
ら行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由や、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、自分の生涯にわたる健康を主体的に確保する必要があるという考え方をいいます。
	労働基準法	労働者の労働条件の最低基準を定めた法律で、労働者(パートタイム労働者などを含む)を使用するすべての事業場に適用される法律のことです。



木津川市男女共同参画計画 新・キラリさわやかプラン

発行日 平成 22 年 3 月
発 行 木津川市 生活環境部 人権推進課
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9
TEL:0774-72-0501(代) FAX:0774-72-3900
E-mail:josei@city.kizugawa.lg.jp